商工だより



高い商業道徳で
オリンピックを

No. 24

奈良商工会議所

39. 5. 20



本社工場全景

清潔で衛生的な
寝具を常に提供して
社会に奉仕する会社

小山株式会社

代表取締役　小山榮三郎
代表取締役　小山恭二

本　社　奈良市西木辻町88　電話 代表 奈良②4321
営業所　札幌・仙台・東京・富士・北陸・名古屋
奈良・大阪・広島・高知・小倉
事業内容　寝具類の賃貸　医療機関用基準寝具の賃貸

ノーブルなムード
＊
お待ち合せ・ご会食に



喫茶・フランス風料理

グリル チエンバー

奈良市東向中町　(近鉄駅前)
奈良商工会議所内　(1階)
TEL 奈良 ② — 3538



ひたすらに壺坂のぼる遍路かな

赤坂藤園

目　次

開放体制に当つて全国の商工人に望む
……日本商工会議所会頭　足立　正…… 2

【会議所のうごき】
昭和39年度事業計画及び予算…… 4
昭和38年度下期事業報告…… 6
奈良福祉事業協同組合給食事業計画着々進む…… 8
オリンピック外客受入対策概要…… 9
カラーオートスライド巡回セミナー……10

【お　知　らせ】
本所議員選挙について……11

【解　　説　(1)】
開放経済早わかり……12

【解　　説　(2)】
商法改正の要点……15

私のやってみたいこと……橋本　蔵治……16
新中卒就職者激励会(大きな夢を育てよう)……17

【講　　座】
企業の自己診断について……18

【文　　壇】
短　　歌……20
俳　　句……21

【調　　査】
奈良市内中小企業の資金繰り状況……22

新入会員ご紹介……24

【金　　融】
小売商業の店舗共同化助成……25
借金の「コツ」……26
奈良市中小企業融資制度……26

【小企規模事業相談室】
債務引受か履行引受か、その他……27
取　引　照　会……28

【解　　説　(3)】
地方税法の一部改正要項……29
四月から30品目自由化……30
下請代金支払遅延防止法……32

【そ　の　他】
会議所関係事業予算の全貌……33
物価調査と動向……34
各種検定、全国珠算競技奈良県予選結果……36
巡回映画スライドフイルム名……36

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目
輸出・内需・綿・スフ・麻・純毛・化(合)織・
蚊帳地・その他の製織並に染色整理加工
A、製織(綿・スフ・麻・純毛・化(合)織
蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他)
B、染色(綿・スフ・麻・純毛・化(合)織
織物の染色整理加工「特に樹脂加工」
キリンモスリン・キリンウール特一号)

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良(2)四九八〇
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良(2)五七五一
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話奈良(2)五七五二
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入る　電話京都(22)一〇九七九
右同寝具部　京都市下京区富小路通五条下る　電話京都(35)三一八七

奈良車体製造株式会社

各種自動車々体製造
各種自動車々体修理

取締役社長　須河作治

奈良市油阪町三二八番地
電話(奈良)代(2)六四二五・六四二六(営業)
(2)〇一一五(経理)

海外旅行のベテラン日通観光
あなたを世界へ

奈良市油阪町拾四
日本通運株式会社奈良支店
支店長　秋山旗治
電話奈良(2)自四七六一至四七六五(代表)

御用命は是非
通
正確・迅速・低廉・おにもつは
黄色い車の自動車便

開放体制移行に当つて

全国の商工人に望む

日本商工会議所会頭　足立　正

◇

この四月一日から、わが国はIMF八条国に移行しました。OECDへの加盟も近く実現すると思われます。これで、わが国もいよいよ開放経済体制に突入したことになりますが、かねて予期していたところとはいえ、日本経済に重大な転機を画することであり、われわれ商工業にたずさわる者は、きびしい態度をもつてこれに対処する覚悟をかためねばならないと存じます。

開放体制移行には、もちろん積極的な意義が大きいのであります。わが国の経済をさらに一段と拡大して行くために、すすんで先進国に伍して対等な立場に立ち、世界経済の発展のため参与し協力するとともに、世界経済の繁栄に均てんしようとするのが根本の趣旨であり、また、わが国経済の体質改善を促進する効果が期待されるのであります。

しかし、その反面わが国をめぐる国際経済競争は一層激烈となり、わが国企業は大企業、中小企業を問わず、大資本との

国際競争力の増強をはかり
輸出責任体制を確立せよ

こういう重大な時期に際会して、われわれ商工業者の心構えは如何なるものでありましようか。

私は、この開放体制移行の意義とその影響、および国内経済における大きな変容の実態と問題とを、よく認識し理解した上で、この事態に即応しつつそれぞれの企業の実力を充実強化し、日本経済の安定成長と国際的に見たその地位の向上のため、最善をつくすことであると申してよいと思います。きわめて当然の言葉ではありますが、そのうち、とくに強調いたしたいことは次の諸項であります。

第一には、企業の国際競争力の増強であります。近年とくに貿易自由化にふみ切つて以来、各業界とも鋭意努力をかさね、この方面でめざましい成果をあげていますが、さらに尚一層の努力をつづけ、とくに経営において創意を発揚すること、科学技術の飛躍的向上をはかること、規模の利益を企図することが肝要であると思います。

また、近代化のおくれが目立つ流通部門および中小企業の生産性向上と合理化を促進し、全業界を通じて日本の経済力の一体的増強をはかることが特段の急務でありましよう。この場合、協業、協同化、集団化などによつて、規模の利益を実現することが有力な方法と考えられます。

第二には、輸出の伸長をはかることであります。国際収支の不安が、いままで以上に、経済の正常な発展に対する阻害要因となることを念頭におき、あらゆる企業経営者が輸出第一主義、外貨獲得第一主義に徹することが必要であります。すでに若年労働力の不足、初任給続騰の現象が生じ、とくに中小企業に対する衝撃が大きいのでありますが、労働力不足の影響がさらに永続的、一般的となることが当然予測されます。労働力を活用し、節約する多方面の対策を講じ、労働の生産性を高めることが重大事であります。協業、協同化、集団化などは、この意味からも促進いたさねばならぬことであります。これと同時に、人の能力の開発活用が一段と大切となり、企業内外の産業教育の充実強化にますます力を注がねばなりません。

また、経済各面の変動とその影響とを常に注視し、これに対応する力を強めることがますます要請されるのであります。開放体制に入つて、国際政治経済上の諸変化のわが国経済に対する影響は、一層敏速かつ強力になりましよう。日本経済内部の大きな変動も、今後容易に予測しがたい影響を与えつづけるでありましよう。国際収支安定対策として、財政金融政策の機動性が高く評価される反面、企業もこれに対する敏速な対応を心がけねばなりません。したがつて、企業は内外経済情勢の分析と経済予測についてのみずからの能力を強めるとともに経済変動に対抗する力を養うため自己資本の充実など、企業体質の改善をはかることが緊要な課題となるのであります。

◇

以上申しのべたことがらを実行するに当つては、もちろん、政府の施策に負うところがきわめて多いのであります。しかし、ここでは政府に対する具体的要望は別問題といたします。

われわれは、経済の均衡発展のため、広い意味の環境の整備改善に対する政府の努力を大いに要請いたしますが、われわれ自体としては、企業間の公正な競争と社会連帯精神にもとづく協力協調を土台とし、企業の自己責任の原則に徹し、創意の発揚と自主的経営努力につとめ日本経済発展の底力に確信をおいて、この難局の打開に邁進いたさねばなりません。

この意味で、私はこの際、商工業者の各位におかれても格段の決意を固められるよう、とくに望む次第であります。



国旗を掲揚しましよう



※国旗は世界中いずれの国でもその国を象徴し独立と主権を現わすものであります
※世界各国では官庁や学校、繁華街頭には毎日国旗をかかげています
※今秋開催の東京オリンピックを思いますとき国旗軽視の風潮は国際儀礼を欠くことになります
※当所ではさきの議員総会にて国旗掲揚の推進を次の通り申し合せましたので是非御協力下さい

記

一、各事業場では毎朝始業前に国旗を掲げましよう。

二、国の祝祭日、記念日には各戸で必ず国旗を掲げましよう。

国旗をたてよう　われらの日の丸
心に職場に　家ごとに
みんな掲げて　明るいくらし
われらの日本だ　日の丸だ

会議所の動き

昭和三十九年度 事業計画及び予算

当所では過般三月二十四日の第34回常議員会及び第27回議員総会に於いて昭和三十九年度予算及び事業計画を左記の通り決定いたしました。

基本方針

本年度の経済情勢は昨年度当初に於て景気調整策の緩和から新しい経済拡大の始まる年と目されたが、情勢の変化により当初の期待を大きくはずれ、本年に入り再度引締め政策がとられつつあって中小企業をめぐる経済環境が著しく変化してきたことは否めない。即ち貿易自由化の進展に伴う開放経済体制への移行、技術革新の進展、若年労働力の不足による賃金の上昇といった新しい事態に即応して行かなければならない厳しい段階の年と云わねばならない。

政府に於いても曩に中小企業基本法を公布し、中小企業問題に対し曽つて見ざる画期的指導育成策を講ぜられつつある点から考え合わせて、中小企業の合理化、近代化の緊急性を強力に要請しているものと云わなければならない。

当商工会議所としては、従来より以上に企業の合理化、体質改善、経営の近代化による生産性の向上を一段と推進し、企業の合同合併、集団化等の中小企業構造の高度化を研究、促進することが急務である。従つて地域内商工業者の自覚を促し、自らの力によつて高度化が出来る様な機構を醸成し、地域産業の開発とその育成対策及び観光産業の再認識と共に東京オリンピック開催に関連して世界的な観光資源を活用しての観光振興対策を重要な課題として採り上げ、行政当局の計画施策の実施を強力に促進し近畿圏整備総合計画にも歩調を併せた産業経済の振興に寄与する事が肝要である。

施策の概要

一、意見の公表と建議要望

(1)地域開発に関する長期計画から小規模事業施策に至るまで部会を通じて意見を結集し、各専門委員会に於いて専門的に研究討議を画し、之を併せて与論の指導的役割を果す意見の公表を行い、時と事に応じて行政庁その他に対し施策の建議、具申、要望を行う。

(2)行政庁、上部組織機関の諮問に応じ産業界を代表して意見の答申を行う。

二、調査、統計、広報に関する事業

(1)物価、賃金、交通、金融、労働等経済動向に関する各種調査の実施。

(2)広域経済圏確立、地域経済開発、観光都市建設に関する各種調査の実施、資料の蒐集。

(3)地域内商工業の実態調査並に基礎資料の調査整備。

(4)経営近代化、商工業構造高度化に関する各種基礎調査の実施。

(5)広報資料としての商工だよりの刊行、配布

三、総括的な事業

(1)奈良国際文化観光都市建設計画の実現促進。

(2)都市計画路線の完成促進。

(3)経済情勢、啓発のための講演会等の開催。

(4)組織活用による各専門委員会、各部会の頻度開催。

(5)税務、金融問題に関する説明会の開催と政府金融機関の融資制度の利用斡旋

(6)従業員確保対策の推進。

(7)共同給食事業の建設促進と利用拡充の推進。

(8)従業員共同宿舎建設の促進。

(9)業界別二世会の組織指導による合理化促進。

(10)計算技術、書写、簿記等の講習会の開催と検定の実施による商工技術の振興。

(11)国旗掲揚運動の展開。

(12)国産品普及向上運動の推進。

(13)街を静かに美しくする運動推進。

四、工業関係振興対策に関する事業

(1)製造事業場等の設備近代化の促進。

(2)工場集団化、企業合同、共同施設の設置等工業構造高度化の研究と実施の促進。

(3)経営近代化を促進するための経営者、中堅幹部を対称とする各種経営セミナー等の開催。

(4)伝統産業等に対する企業診断の受診奨励と企業合理化の促進。

(5)製造事業場の原材料共同仕入機構の組織推進。

(6)見本市、展示会等の主催及び協賛。

(7)先進工業都市、事業場の見学並びにその研究。

(8)奈良県独自の中小企業投資、育成会社設立の促進。

(9)商品担保融資機関の設立研究と推進。

五、商業振興対策に関する事業

(1)流通革命に対処するため、小売店舗の協業化、共同仕入機構の組織、指導等、商業構造高度化の促進。

(2)商店街整備の共同施設の設置、研究と実施推進。

(3)商店街運営並びに商店街不燃化対策の研究推進。

(4)経営近代化の経営者、主婦、従業員の教養講座、講習会の開催。

(5)先進商店街の見学並びにその研究。

(6)商店街経営診断の受診奨励実施。

(7)商店サービス強化運動の実施。

(8)商店街大売出し行事の実施。

六、観光振興に関する事業

(1)観光需要増加施策の推進。

(2)観光受入態勢整備拡充の促進。

(3)観光ルートの整備、PRの促進。

(4)観光土産品の改善指導と育成援助。

(5)オリンピック開催に際しての観光振興策推進。

(イ)観光商業道徳昂揚運動の展開。

(ロ)観光サービス改善向上対策の推進。

(ハ)中心市街地の装飾統一指導。

(ニ)外人向観光案内書の作製。

(6)観光行政への協力、関係諸団体の行う観光事業に協力。

七、貿易振興対策事業

(1)貿易振興運動の積極的推進。

(2)中南米経済市場調査視察団の編成派遣斡旋。

(3)国際見本市、博覧会等の出品促進と見学研究の実施。

(4)輸出向特産品産業の振興育成。

(5)輸出品原産地証明並に関連各種証明書の発給。

八、官公衙、関連団体との連繋

(1)商工業、観光、振興に関し関係諸官衙、関連団体と連繋協調に努め、目的達成に努める。

(2)随時行政首脳者及び地元経済団体主宰者と懇談会、意見交換会等を開催して意志の疎通を図る。

九、特定商工業者対策

(1)特定商工業者法定台帳を作成して信用調査その他各種調査研究の基礎資料とする。

(2)法定台帳管理運用は日常の取引斡旋に活用すると共に名簿作成の資料として利用の活発化を図る。

一〇、小規模事業に対する経営改善普及事業

(1)地区内事業所総数の七八%を占める小規模事業に於ける問題点の把握に努め県市行政と緊密な連繋をとつて各般の事業を推進する。

(2)経営指導員の高度運用

地区内小規模事業所の指導に関し、経営指導員四名を以て地区分担を定めて積極的な巡回指導を行う。経営改善指導業務の適正能率化をはかるため、既設の小規模事業対策連絡所組織を活用し、随時連絡所運営委員会を開催してその助言と協力により指導業務の効率運用を図る。

(3)専門指導員の活用

経理、税務、金融、経営、労務、法律、商標、各専門指導員による集団指導、個別指導の頻度開催によつて小規模企業の体質改善を促進する。

昭和39年度一般会計予算書

(自昭和39年4月1日 至昭和40年3月31日) 奈良商工会議所

収入の部 単位円

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
会費	6,600,000	6,000,000	600,000
負担金	679,500	609,300	70,200
交付金	4,356,000	3,600,000	756,000
事業収入	680,000	630,000	50,000
寄附金	1,000	1,000	—
雑収入	35'000	65,000	△ 30,000
前年度繰越金	50,000	50,000	—
合計	12,401,500	10,955,300	1,446,200

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
給与費	2,962,000	2,418,000	544,000
旅費	250,000	250,000	—
事務局費	770,000	695,000	75,000
会議費	465,000	465,000	—
事業費	3,350,000	3,150,000	200,000
小規模事業費	2,416,000	2,150,000	266,000
法定台帳運営管理費	680,000	610,000	70,000
選挙費	150,000	—	150,000
交際費	170,000	170,000	—
公分担金	423,000	350,000	73,000
福利厚生費	210,000	190.000	20,000
退職金積立金別会計繰入	450,000	400,000	50,000
雑費	100,000	100,000	—
予備費	5,500	7,300	1,800
合計	12,401,500	10,955,300	1,446,200

三十八年度下期事業報告

一　月

四日(土)　新年名刺交換会
主催　奈良商工会議所・大和経済倶楽部　於・大会議室
出席　来賓　奥田知事、高椋市長外七氏、当所　大森会頭外七〇氏
8日(水)　歳末大売出し抽せん当選者の伊勢神宮初詣招待。
当選者　九〇名　商業部会役員一四名　市役所　杉村課長、山田係長　当所事務局　小橋、吉田、河井事務局員
十四日(火)　日商第一〇四回常議員会　於・東京日商　出席　吉川副会頭
二十日(月)　奈良市と定例連絡協議会　於・商工会議所　主催　奈良市観光商工課　出席　市側　松田経済部長、杉村課長、竹内、滝川課長補佐、山田係長　当所　中村専務理事、和井田、小橋、木戸、中村各事務局員
二十四日(金)　第七回旅館経営研究会　於・商工会議所　出席　金田世話役外九名　研究課題「経営分析について」講師　県商工課　小松主事、井上技師
二十五日(土)　奈良国際文化観光都市建設審議会　於・市議事堂　主催　奈良市　出席　大森会頭
二十七日(月)　第二十六回議員総会　於・商工会議所　出席　理事者側　大森・河合・吉川・小山正副会頭・中村専務理事　議員五〇名
議件(報告事項)
一、八月～十二月業務中間報告
二、昭和三十九年度経済政策に関し、県・市に対する要望の件
(協議事項)
一、オリンピック外客受入対策委員会設置の件
二、国旗掲揚運動展開の件
二十八日(火)　小売商業店舗共同化資金貸付けについての説明会　於・商工会議所　講師　県商工課　井上技師　ゲスト　市商工課　竹内課長補佐　市商工課　山田係長参集　当所　商業運営委員、商店街会長等二〇名
二十九日(火)　餅飯殿商店街アーケード照度量計調査　調査　関西電力奈良支店　当所　木戸指導員

二　月

九日(日)　第五〇回珠算能力検定試験

区分	級別	受験	合格	合格率
一		二五	三	一一・二%
二	五七	九	一五・八	
三	二一〇	七八	三七・〇	
計	二九二	九〇	三〇・八	

同検定満点合格表彰　一名
一、主催会議
十二日(水)　奈良福祉事業協同組合創立総会　於・商工会議所大会議場　出席　吉川潔　発起人代表外八氏　設立同意者四〇名　ゲスト　県商工課　中尾係長　市商工課　竹内課長補佐　県保健所　佐藤衛生課長　事務局　中村専務理事　小橋主事外
議案　設立必要案件の審議
十五日(金)　奈良福祉事業協同組合第一回理事会　於・商工会議所会議室　出席　吉川理事外八理事
議題　①正副理事長互選　吉川理事長、乾副理事長決定
②用地取得接衝状況報告並見分
十七日(月)　奈良商店共済会役員会　於・当所小会議室　出席　福田会長外七名　ゲスト　奈良職業安定所　松村次長　事務局　和井田参事、河井指導員
議事　①現行積立金制度の研討
②今後の求人情勢について
工業簿記夜間学校開設　於・当会議所ホール　十八日、二十日、二十一日、二十二日、二十五日、二十六日、二十七日(七日間)
講座内容と講師　工業簿記の基礎と実務　奈良商工高校　上川哉教諭　受講者十三名
十九日(水)　日商第一〇五回常議員会　於・東京日商　主催　日商　出席　中村専務理事
二十日(木)　大阪中小企業投資育成会社業務内容説明会　於・会議所大ホール　主催　同社・奈良県講師　同社常務取締役　佐藤武夫氏　出席　事務局　和井田参事、小橋主事　会員企業一〇社
二十一日(金)　商業振興委員会　小売商業運営委員会　合同会議　出席　河合副会頭、坂本委員長、福田部会長外一五名　事務局　和井田参事、中村主事
議案　商業振興施策について
(大売出し事業の再検討)
二十六日(水)　経営近代化教室開設　於・当会議所ホール

三十日(木)　奈良福祉事業協同組合発起人会　於・商工会議所　出席　吉川(潔)総代外一〇氏　ゲスト　県商工課　中尾主事　市商工課　杉村課長
案件(A)報告事項
(1)出資引受、加入申込の取まとめ状況

三　月

(1)第六回全国推奨観光土産品発表会参加
主催　日商、全国観光土産品連盟　期日　三月三日～八日(六日間)　会場　東京日本橋三越百貨店　展示作品　松岡連盟会長小橋主事、河井指導員　出張参加状況
展示即売　工芸品二〇業者一三六三点　食品菓子七業者一四〇点　開演即売一、わらびもち絵ハガキ即売　一業者一二〇点
(2)中小企業の資金繰り状況調査
①調査の時期三十九年三月五日現在
②調査の対象
当所会員　繊維一般工業、建設、交通運輸、醸造、商業卸
③調査表の回収
回答依頼数四〇〇件
回収八七件二一・八%
以上経営資料シリーズNo.18として関係方面に配布した。
(3)第四回絵ハガキコンクール参加
主催　日商、日本観光協会、全国観光土産品連盟　審査日、会場等同上
三月三日～八日
参加状況　一業者四編(三枚一組)
小野デザインコーナー
ふりし日のみ仏達シリーズ
新薬師寺編　連盟会長賞
薬師寺編　会長努力賞　外入賞
五日(木)　税務相談所開設
六日(金)　於・当所ホール
専門相談員
大阪国税局協議団奈良支部　中村英一氏　奈良市税務課　武田英司氏　相談件数一五件
十七日(火)　オリンピック受入対策特別委員会　於・当所　出席　河合吉川、小山副会頭、中村専務理事、阪田勇、大東憲治、阪本善雄、田中亀吉、福田楢蔵、友田御酒蔵、仲谷俵政、狭川楢蔵、各委員、事務局和井田参事、中村主事
ゲスト　県観光課実森係長　県観光商工館南堀係長　議題　①委員長互選、小山副会頭選出
②事業計画案審議、原案可決
十六日(月)新入社員受入れ教育講習会　於・商工会議所大ホール
講師　㈱寺崎電機製作所　人事厚生課長村岡隆之氏　テーマ新入社員の受入れ教育について
参加一七社一九名　事務局　和井田参事、中村指導員
十七日(火)観光土産品審査会
主催奈良食品衛生協会、奈良保健所　於・市内林小路町日生会館　出席　小橋主事
状況　審査員　県・市観光課長外十三氏　審査出品九一点　優三七点　良六四点
尚十一社十六点に秀逸状を出すことに決定。
十六日十七、十八、十九、二十七日(五日間)　TWI講習(仕事の教え方)　於・商工会議所ホール　講師　トレナー　当所中村隆英
参加者一〇名
十九日(木)第一回近畿圏整備特別委員会　於・当所
出席　吉川、小山各副会頭、中村専務理事、野村万作、菊池武三郎、小山恭二、今西清兵衛、近東弘七、福田楢蔵、大東善治各委員
ゲスト　赤坂賴暦南銀頭取(近畿圏整備審議会専門委員)
テーマ「近畿圏整備の動きについて」委員長野村万作氏を互選
事務局　和井田参事
二十一日(土)日本珠算連盟奈良支部協議会　於・当所会議室
案件　(1)日珠連委員互選の件　(2)昭和三十九年度珠算検定試験実施予定の件　(3)第十八回国民珠算競技大会奈良県予選の件　(4)その他
出席宇田構成員外十一氏
事務局　小橋主事、吉田指導員
二十一日～四月十一日
第十八回国民珠算競技大会奈良県予選参加募集
二十三日(月)　新規学校卒業者受入業務懇談会　主催　奈良県厚生労働部　於・橿原観光ホテル
出席　木戸主事、会議所連合会
二十四日(火)第三十四回常議員会　第二十七回議員総会　於・当所
出席　大森会頭、河合、吉川、小山各副会頭、、出席議員三十三名、委任状十九名、計五十二名　議事第一号議案、昭和三十九年度事業計画案審議、第二号議案昭和三十九年度一般会計収支予算案審議、何れも原案可決
二十七日(金)厚生年金還元融資説明会
主催奈良県保険課　於・奈良市朝日生命会館　出席　小橋主事

奈良福祉事業協同組合

給食事業計画着々として進む！

予ねて御待望頂いております共同給食施設の建設について、奈良商工会議所の斡旋により、奈良福祉事業協同組合として設立の認可を得、目下設建に取りかかつております。

雇傭問題、労務問題の改善策の第一段階として取り敢えず給食事業を取り上げたわけで、軌道に乗り次第、共同宿舎を建設して、福祉厚生の増強を期しております。各位の御賛同協力をお願いする次第であります。

組織及び事業の概要

一、名称　奈良福祉事業協同組合

二、所在地　(仮事務所)奈良市東向中町六
　奈良商工会議所

三、組合地区　奈良市(旧市内の地区)

四、組合員の資格　地域内の商業、工業、運送業、サービス業等の中小企業事業者

五、出資金及加入金　(一口の金額及び出資払込方法)

(1)出資金は一口、一〇、〇〇〇円とし、利用給食者数によつて次の通りとする。

一名～	五名	一口　一万円以上
六名～	一〇名	三口　三万円以上
一一名～	一五名	五口　五万円以上
一六名～	二五名	七口　七万円以上
二六名～	五〇名	一〇口　一〇万円以上
五一名～	一〇〇名	一五口　一五万円以上
一〇〇名以上		二〇口　二〇万円以上

(2)出資金の払込方法　一時に全額払込。

(3)代表者が同一人であつても法人名の変る企業体は別途出資とする。
個人経営の場合も之に準ずる。

(4)事業開始以降の入会者に対しては一事業所二万円の加入金を徴する。

(5)給食数に応じた給食罐を購入して頂くことになります。(組合に於て一括購入いたします)

六、申込みについて

(1)申込先　奈良市東向中町六　奈良商工会議所内
「奈良福祉事業協同組合」電話②六〇七五～六

(2)組合において準備の加入申込書には各項目を正確に御記入下さい。

(3)事業開始後の申込に付ては施設能力の関係で御希望に応じ兼ねる場合がありますので御了承下さい

七、役員

(1)役員の定数　理事十二人以上十五人以内
監事二人又は三人

(2)役員の任期　理事二年　監事一年

八、建設計画の概要

(1)土地　約五八〇坪

(2)建物　(鉄骨平家建)～二三〇坪
(厨房所・事務所・ボイラー室・倉庫等)

(3)厨房器　延一日三、〇〇〇食可能設備(ボイラー・発電機を含む)

(4)資金調達　約三、八〇〇万円
出資金、銀行借入金及厚生年金事業団よりの融資借入金

(5)事業開始予定　昭和三十九年九月

給食実施要領

一、給食費　朝食四〇円　昼食五〇円　夕食六〇円
給食費精算方法　毎月十五日、月末の二回に指定金融機関窓口に払込むこと

二、給食方法　配食方式個人弁当罐により配達(最低配達基準を一〇食とします。一〇食以下の場合二、三最寄り事業所合同して頂けば指定場所に配達します)

主食　白米　朝一、二合　昼夕一、三合

栄養量　一日約二、四〇〇カロリー以上

給食申込み　次週予定必要数を所定の伝票に記入し、毎金曜日までに配達員に手渡す

献立表　週間献立表を作成して前週に配布

たべる時の、醤油、ソース等は各受給所で用意のこと。

オリンピツク外客
受入れ対策の概要決まる!!

当所では来る10月よりのオリンピツク対策としてその受入態勢に万全を期するため左記の対策委員会を設置し県・市・会議所を中心とした強力な運動を展開することになつた。

オリンピック東京大会は、奈良にとつては国際文化観光都市としての性格上、今後の飛躍的発展の成否に関係する機会といつても過言ではない。すなわち東京大会に来訪する外客の多くは、日本文化のふるさと奈良、京都を中心とした関西地域を訪問することは必至であるが、世界的国際文化観光都市奈良の果すべき役割は大きく、新しい創意と奈良の誇る伝統を存分に駆使して万全の策を講じなければならない。当会議所においてもこれが受入れの万全を期するため、オリンピツク外客受入対策委員会を設置、左記によりその第一回委員会を開催した。

第一回オリンピツク外客受入対策委員会

とき　三月十七日　午後二時

ところ　当所二階ホール

出席者　小山副会頭他委員十二名

議件

(1)委員長互選の件
小山栄三郎副会頭に決定(別記委員中より)

(2)オリンピック事業計画(案)について
大綱次の通り決定した。

第一の目標を商業道徳の高揚におき「高い商業道徳でオリンピツクを」「よいものを正しい値段で親切に」の二大スローガンを掲げ、下記事項を重点実施し細部については関連委員会及び部会において検討推進するものとする。尚事業実施に当つては全市的な背景を基本とし常に県・市当局と歩調を合わせ実施する。

商業道徳運動の展開

本市商業の真価を発揮し、国際信用の高揚をはかる次の事業を行う。

(1)小型ポスターの作成配布(一、〇〇〇枚)
内容　イ、高い商業道徳でオリンピツクを
ロ、よいものを正しい値段で親切に

(2)国際信用の高揚
(イ)商業道徳向上セミナーの開催
(料金明示と適正化、正札、品質表示、便乗値上げの防止について)
(ロ)外客受入座談会の開催
(外人客の購買心理、エチケット等について)
(ハ)接遇、サービス講習会の開催
(従業員を含むセミナー)
(ニ)優良土産品の普及促進
(ホ)英・和文カードの整備指導
(ショーカード、プライスカード、メニューの作成表示について)
(ヘ)ホテル、旅館等のノーチツプ運動の徹底

受入対策事業

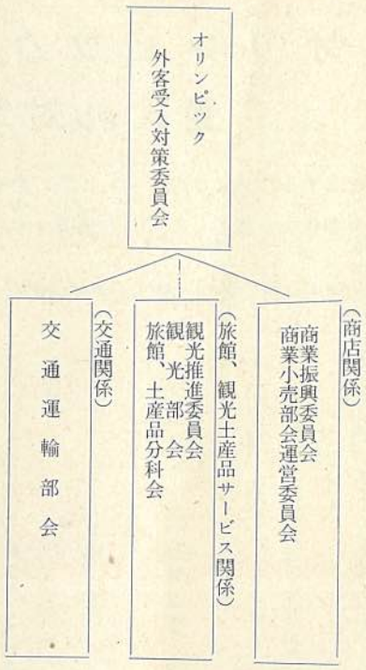
(イ)英文観光パンフレット等の作成
(ロ)都心商店街の統一装飾の推進
(ハ)静美運動の促進
(ニ)県・市その他関係団体との連絡強調及び情報交換

オリンピツク外客受入対策委員会委員名簿(順不同・略敬称)

小山栄三郎	副会頭(観光担当)	
谷井友三郎	観光推進委員会委員長	
阪田冨三郎	観光推進委員会副委員長	
阪田　勇	観光部会部会長	
大東　善治	観光部会副部会長	
金田　芳文	旅館分科会々長	
松岡　太郎	観光土産品分科会々長	
阪本　善雄	商業振興委員会委員長	
南口　豊治	商業振興委員会副委員長	
福田　楠蔵	商業小売部会部会長	
田中　亀吉	商業小売部会副部会長	
菊池武三郎	交通運輸部会部会長	
秋山　旗治	交通運輸部会副部会長	
杉本　勝彦	旅客運輸分科会々長	
高橋　公男	奈良交通株式会社々長	

友田御酒蔵　奈良ホテル支配人　仲谷　俵政　国鉄奈良駅長
石田　正義　日本交通公社奈良案内所々長　狭川　楢蔵　近鉄奈良駅長

オリンピツク外客受入対策構成表



企業は人なり人は訓練から

カラーオートスライドによる出張従業員訓練

――三十八年度下期巡回スライドセミナー実施概要

(1)二月三日　月曜日
P・M一、〇〇～三、〇〇
於・肘塚町森本家具製作所
①上映フイルム
(イ)たのしい職場を作るには
(ロ)安全操業について
(ハ)会議のひらき方
②終了後座談会　受講者　三〇名

(2)三月二日　月曜日
P・M一、三〇〇～三、〇〇
於・油阪町　近畿日産自動車㈱
①上映フイルム
(イ)会議のひらき方
(ロ)正しい電話のかけ方
(ハ)楽しい職場を作るには
(ニ)命令のうけ方と報告の仕方
②終了後座談会　受講者三〇名

(3)三月十七日　火曜日
P・M一、〇〇～五、四〇
於・餅飯殿商友会々所
a第一回従業員セミナー
（P・M一、〇〇～一、四〇）
①上映フイルム
(イ)サービスとは
(ロ)店頭販売の秘訣（接客編）
②終了後座談会　受講者二七名
b第二回従業員セミナー
（P・M二、四五～二、二五）
①上映フイルム（上記と同じ）
②終了後座談会　受講者二二名
c商店主セミナー
（P・M二、三〇～五、四〇）
①上映フイルム
(イ)販売効率を上げるには
(ロ)今日の店舗、明日の繁栄
②説明
(イ)商店街診断結果の要約と分析
吉田指導員
(ロ)商店街造成について　木戸指導員
d講評
従業員セミナーは交代に従業員が受講出来る様に二回に分けて実施されたので、二回共懇談会に於て活発な意見が出た。
店主セミナーに於ても、御主人達の考え方が現状打破の考え方が強く、商店街施策についても関心が深く、やはり市内一流の商店街だと感ぜられる。
本セミナーは比較的集りもよく、研究意欲も旺盛で実に効果的であつた。（指導員）
以上の如く巡回スライドセミナーは四名の経営指導員が中心となり、あらゆる困難をおかして黙々と努力を続けている事業の実績です。
何卒新年度にも御遠慮なく別記フイルム名を御参照の上商工会議所小規模事業指導室まで御申込み下さい
（夜間でも結構です）
◎尚御希望フイルム名については三六頁を御参照下さい。

おしらせ

本所議員選挙について

本年は議員選挙の年です

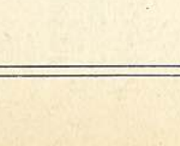
本商工会議所議員の任期は本年九月三十日を以つて満了しますので議員選挙、選任規約により一号、二号、三号議員の全議員について左記要領により選挙、選任が行われます。

(一)議員の定数
・一号議員　四〇人
（会員及び特定商工業者の投票によつて選挙される議員）
・二号議員　二五人
（各部会から詮衡によつて選任される議員）
・三号議員　一〇人
・功労者を中心として会頭が選任する議員

(二)選挙権の個数
会員は、その納入する会費の持口数によつて選挙権の個数が与えられます。
会員の一号議員の選挙権は一、〇〇〇円（一、二〇〇円会費を含む）に対し一個とし最高三十個を限度とします。

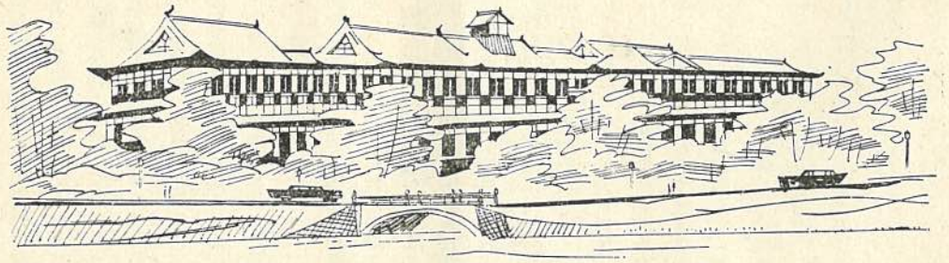
なお、特定商工業者負担金九〇〇円を納入した者の選挙権は一個であります但し、特定商工業者は被選挙権はありません。

(三)今が入会の好期です
本年六月までに入会されますと選挙権がありますので未加入事業場へ御勧誘下さい。
尚選挙に関する詳細は追つて御連絡申上げます。



ご交遊に　ビジネスに
ご利用下さい

・冷暖房完備・



奈良ホテル

奈良公園　電話（奈良）②―4101～3

解説(1)

開放経済早わかり

一九六四年は日本経済にとって画期的な年になるだろうといわれていましたが、愈々四月一日を以ってIMF八条国への移行と共に開放経済体制に移行しました。即ち国際化時代に突入したわけです。ところでIMF八条国に移行することにきまったのは何時かと申しますと昨年二月に行われたIMF対日年次協議の講評の結果です。すなわちそこで、我が国は国際収支を理由に為替制限する資格はないと判定され、IMF八条国へ移行するよう勧告されたわけです。

IMFとはなにか

ではIMFとはどういう組織なのでしょうか。それについて説明してみましょう。正式の名称は International Monetary Fund で日本では国際通貨基金と訳されています。そもそもこの基金は一九四四年の(注)ブレトン・ウッズ協定にもとづいて設立されたものです。その目的は加盟国の出資により共同の為替基金をつくり、これを各国に利用させて、為替資金繰りの円滑化を助け、貿易の拡大、ひいては世界各国の経済的繁栄をもたらすことを目的としたものです。

(注)ブレトン・ウッズ協定

太平洋戦争がまだ終らなかつた一九四四年七月に、世界の四十四カ国の代表がアメリカのニューハンプシャー州ブレトン・ウッズに集つて連合国通貨金融会議を開いて、IMF協定と世界銀行協定を承認した。この二つの協定をブレトン・ウッズ協定といいます。またこの二つの金融機関を合わせてブレトン・ウッズ機構とよびます。この機構は一般に第二次大戦前の国際金本位制度の崩壊、ブロック経済へ発展という苦い経験を反省して生まれてきたものといえます。

国際通貨基金への加盟国は現在八十カ国をこえており、共産諸国を除くほとんど全部の有力な国が入っています。また加盟国の出資金の総額は一五一億ドル強となつており、日本の割当額は五億ドルです。各国の割当額の基準はその国の国民所得、貿易額、保有外貨、金などによつてきめられていますが、アメリカ・イギリス両国で四割近くをしめています。また六十二年にはIMFの機能をさらに強化するためにIMF強化協定(パリ・クラブ)がつくられ日本も加入しました。

このようにIMFは各国の経済の繁栄をはかるためにはどうしても国際経済の発展が必要であるとの考え方にたつて、これを具体化するためにつくりだされた国際的な組織です。

(注)パリ・クラブの参加国は、米、英、西独、仏、伊、日、カナダ、スエーデン、オランダ、ベルギー。

IMF八条国とは

次に我が国が本年四月に移行するIMF八条国について説明しましょう。IMF協定の第八条に加盟国の義務として次のことが規定されております。

(1)加盟国は原則として経常取引において為替制限を行つてはならない。

(2)差別的通貨措置たとえば双務協定にみられるように協定国相互の決済を特別に規定して他の通貨とを差別するような措置をとつてはならない。

(3)外国が保有して自国通貨の交換性、すなわち他の加盟国がもつている自国通貨の残高を相手国通貨または金と交換しなければならない。このような義務を履行できる国がIMF八条国のわけです。ところが戦争の痛手から立直つていない諸国にとつてはこのような義務を全般的に受諾することは困難であつて、我が国もその例外ではなかつたわけです。その場合協定の十四条に戦後の過渡期においては国際収支上の理由があれば為替制限か差別的通貨措置、または外国保有残高の交換性の義務を免除されることになつているのです。このようなわけで八条の義務を承諾している国を八条国と呼び、これに対して十四条の規定を適用して為替制限を行なつている国を十四条国とよんでいます。そして十四条国はIMFと毎年協議を行なつて、為替制限のあり方やその背後にある財政金融事情について検討を行なつているわけでこれがいわゆるコンサルテイション(年次協議)です。

したがつて今迄十四条国であつた我が国も、八条国に早晩移行せざるをえなかつたといえるわけです。因みに現在八条国になつているのは、アメリカ、ドミニカ、グアテマラ、パナマなどのアメリカ洲諸国をはじめ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オーストリアなど二十四カ国があります。

ガットとはなにか

以上説明しましたことは為替(お金)の自由化に関することですが、他方それと表裏の関係にある(もの)の自由化についてのべてみましょう。

戦後の世界経済においては関税その他貿易の障害となつているものを実質的に軽減し、また国際通商における差別待遇を廃止して、世界の貿易量を拡大する動きが強く要請されたのです。こうした目的をはたすために世界貿易の拡大をはかり、各国の生活水準や実質所得の向上、完全雇用の達成を目的として一九四八年にガットすなわち関税および貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade)が発足しました。したがつてガットは関税、輸出入規制などの貿易障害を多角的交渉により、相互に除去しようとする国際経済協定で関税・貿易など物資交流面での国際関係を調整する唯一の機構となつています。ガットはその中の協定の第十一条で輸出入の禁止、制限を行なつてはならないと規定しています。ところがこの原則に対していろいろな例外規定があつて、その第十二条では国際収支が悪化している場合には必要な範囲内で輸入制限がみとめられる。しかしその乱用をふせぐために、輸入制限を必要とするほど国際収支が悪化しているかどうかをIMFが判定することになつています。それ故、ガット加盟国で第十二条を適用して輸入制限していた国が、IMFから国際収支上の理由で輸入制限をする資格はないと判定されると、その国は原則として輸入制限をつづけることができなくなります。わが国はこれまでIMF十四条国、そしてガット十二条国であつたわけですが、IMF八条国に移行するとなると当然ガットも自発的に十一条国になるようガット理事会から勧告されるわけです。

自由化とはどういうことか

こうした経過をたどつて数年来「第二の黒船」として騒がれた貿易、為替の自由化も本年でいよいよ総仕上げになるわけです。換言すれば国際間での商品やサービスの取り引き、およびこれらに伴う為替取引や国際的な資本の移動について統制していたのを段々取はずして最終段階を迎えたわけです。一口でいえば自由化とは外国との「モノ」や「サービス」やおカネの取引を自由にしてゆくことです。例をあげれば、外国製の時計を買いたいと思えばそのために必要な外貨を自由に買うことができるのです。また外国に旅行しようと思えば交通費、ホテル代その他の日常雑貨の支払いに必要な外貨を自由に買うことができるのです。また逆に外国人が日本の株式を所有していてこれを売つた場合、何時でもその代金を外貨にかえて送金できることになるわけです。

第二次大戦の直後では、アメリカ以外の世界各国は戦争により自国の経済力が極端に弱くなり、それをたて直すのが精一ぱいでした。そのため必要な資材や食糧はアメリカなどから輸入しなければならず、一方外国製品の流入によつて、復興途上にある国内企業の製品がうちまかされるおそれもあつたのです。そこで輸入に必要な金やドルを節約して有効に使い、また国内産業を外国の競争から守るため輸入制限や為替管理により、国民経済の周りに高い防壁をはりめぐらしたのです。しかし段々経済が復興し、国力がついてくると、このような壁をとりはずすことができ、又取りはずした方がよい時期になつたのです。それは一九五〇年代の半ば頃からで、貿易、為替の自由化は世界的な動きとなつたのです。それは先ず西欧諸国からはじまり、日本にも徐徐に及んで来たといえます。

自由化は何故行うか

つぎに自由化について本質的理解を深めるために自由化の必然性について説明してみましょう。

(1)自由化は歴史の流れである

そこで国際経済の動きを回顧してみますと、もともと輸入制限や為替管理は第一次大戦後の一九三〇年代の不景気の時に始まつたものです。当時世界の列強といわれる国々は自国の輸出を伸ばし、輸入を減らして、自分の国だけが不景気から逃れようとしました。そのため為替レートを切り下げたり関税を高くしたり、まだダンピングさえやるところがありました。その結果各国とも輸入を制限したため、輸出をふやすことはできず世界貿易は段々縮少してゆきました。つまり自分の国のためにやつたことが結局自分の国の首をしめることになつたばかりでなく、国際経済全体の首をもしめることになつたわけです。これが第二次大戦の原因の一つになつたことは云うまでもありません。

このような苦い経験をした各国の主脳は第二次大戦の終り頃からアメリカ、イギリスを中心に国際取引の不自由化に対しての対策を真剣に考えるようになりました。そして一九四五年には為替上の制限を出来るだけ取り除き、世界の為替秩序を維持する目的でＩＭＦが作られ、又一九四七年には世界各国の輸入を自由化し、関税を引下げて行くことを目的としてガットが成立したわけです。現在世界各国で進められている貿易、為替の自由化はこうした流れのもとに進められているわけです。

(2)これからの日本は貿易によつて伸びて行かなければならない

我が国は資源が乏しいので、国民経済を成長させて雇用をふやし国民の生活水準を引上げて行くためにはどうしても貿易に依存する度合が高くなります。ところが貿易は一方的なものではなく、必ず相手を必要とするのです。最近アメリカの景気が順調に上昇していることもあつて、概して好調に伸びています。しかし若し輸出だけをしてアメリカからの輸入をしなければ、アメリカのバイ・アメリカンの態度が強くなることはあきらかです。又日本商品に対する輸入制限運動がそれだけ製品のコストを安くし、しかも品質もよくして行くことです。従つて合理化を行なつた企業の製品は値段が安く、しかも品質がよいので他の企業の製品に比べて競争力が強く、国内でも外国でもよく売れることになります。そうするとその企業のもうけは多くなるから古くなつた設備の更新が充分に行なえるだけでなく、新しい設備投資をして企業を成長させることができます。こういう優秀な企業が多ければその国の経済も大きく発展することはいうまでもありません。ところが輸入統制や為替制限を続けていると外国のよい製品との競争があまりないので、企業はどうしても合理化をおこたち勝ちになり、輸出競争力が強くなりません。自由化をせずに封鎖経済のままでいると何時の間にか外国に取り残され、貿易立国のために最も必要とされる輸出が伸びなくなつてしまうのです。また消費者は高くて悪い品物を買わされることにもなりかねません。

また逆に自由化を行なえば、外国の安くてよい製品が入つて来るので、企業は好むと好まざるとにかかわらず合理化をせまられていますから、国内でも外国製品に負けない安くてもよいものが出来るようになり、消費者にプラスになるばかりか、輸出も伸びるようになります。

次に自由化が行なわれると、それまで風土や資源の関係から、国内で生産するコストが高く不経済であるにもかかわらず自給自足していたものは、割安で品質もよい外国からの輸入品に切り替えられこれによつて必要でなくなつた資本、労働力、土地をもつと日本に適した産業により向けることができるようになりいわば国内資源と海外資源をひつくるめて、一層効果的な資源の利用をすることになるのです。

(4)自由化により国民生活は向上しよう

戦後の日本経済の成長ぶりは世界の驚異的のですが、国民所得水準は欧米諸国に比べるとまだずつと低く、一人当りの国民所得はアメリカの七分の一、イギリスの三分の一程度です。ところが自由化がうまく行なわれれば、日本経済の体質が改善されて外の冷たい風にも耐えられるようになり、経済の一層しつかりした成長、つまり国民所得の増加や生活水準の向上が期待できるようになります。

また自由化は消費者にとつて大きなプラスになります。例えば国内需要は多いが輸入制限をしているような商品（食糧飲料）については自由化によつて外国から安くてよいものを自由に買えるようになります。

解説 2

〝商法改正〟の要点

〝商法の改正要点〟

第百七十条　発起設立における株金払込（改正）

旧　発起人が株式の総数を引受けたる時は遅滞なく各株に付第一回の払込みを為し、且取締役及監査役を選任することを要す。

新　発起人が会社の設立に際して発行する株式の総数を引受けたる時は遅滞なく各株に付その発行価額の全額の払込を為し、且取締役及び監査役を選任することを要す。（分割払いより全額払い制度に改正）

第百九十九条　額面株式と無額面株式（改正）

旧　株式会社の資本は之を株式に分つことを要す。

新　会社は額面株式若しくは無額面株式又はその双方を発行することを得。前項の金額は一ドルを下る事を得ず。

第二百四条　株式の譲渡性（改正）

旧　株式は之を他人に譲渡することを得但し定款を以てその譲渡の制限を定めることを妨げず。

新　株式の譲渡は定款の定によるも之を禁止し又は制限することを得ず。（但しこれは株主同志がお互に申し合せ事項として別に定めることができる

第二百三十九条　総会の決議方法議決権の行使（追加）

株主の代理権の授与は総会毎に之を為すを要す。

第二百五十四条の二　取締役の忠実義務（追加）

取締役は法令及定款の定並に総会の決議を遵守会社のため忠実にその職務を遂行する義務を負う。

第二百五十六条　任期（改正）

旧　取締役の任期は三年を超ゆることを得ず、但し定款を以て任期中の最終の決算期に関する定時総会の終結に至る迄その任期を伸長することを妨げず。

新　①取締役の任期は二年を超ゆることを得ず。

②最初の取締役の任期は前項の規定に拘らず一年を超ゆることを得ず。

③前二項の規定は定款を以て任期中の最終の決算期に関する定時総会の終結に至るまでその任期を伸長することを妨げず

第二百五十六条の二　選任決議の定足数（追加）

取締役の選任決議に付ては総会に出席を要すべき株式の数は定款の定によるも之を発行済株式数の三分の一未満に下すことを得ず。

第二百五十六条の三　累積投票（追加）

①　二人以上の取締役の選任を目的とする総会の招集ありたる時は株主は会社に対し、会日より五日前に書面を以て累積投票に依るべきことを求むることを得。

②　前項の請求ありたる時は取締役の選任決議に付ては各株主は一株につき選任すべき取締役の数と同数の決議権を有す此の場合に於ては各株主は一人のみに投票し又は二人以上に投票してその議決権を行使することを得。

③前項の場合に於ては投票の最多数を得たる者より順次取締役に選任せられたるものとす。

④第一次の場合に於ては議長は議決に先だち、同項の請求ありたる旨を宣告することを要す。

⑤第一次の書面は総会の終結に至るまで之を本店に備え置き株主の閲覧に供することを要す。

第二百五十六条の四　累積投票の排除（追加）

会社は定款を以て取締役の選任に付累積投票によらざることを定むることを得、この場合に於ても発行済株式の総数の四分の一以上に当る株式を有する株主は前条第一項の請求を為すことを得。

第二百六十八条の二　提訴株主の権利義務（追加）

①第二百六十七条第二項の訴（取締役の責任追及訴提起を会社が三十日以内に提起しない場合）を提起したる株主が勝訴したる場合に於て弁護士に報酬を支払

べき時は株主は会社に対し、その報酬額の範囲内に於て相当なる額の支払いを請求することを得。

②株主が敗訴したる場合に於ては悪意ありたる時に非ざれば会社に対し、損害賠償の責任に任ぜず

③前二項の規定は前条二項の規定により訴訟に参加したる株主に之を準用す。

第二百七十三条　監査役の任期（改正）

旧　監査役の任期は二年を超ゆることを得ず。

新　監査役の任期は一年を超ゆることを得ず。

第二百七十四条　調査権限（改正）

旧　監査役は何時にても取締役に対して営業の報告を求め、又は会社の業務及財産の状況を調査することを得。

新①　監査役は何時にても会社の帳簿及書類の閲覧若は謄写を為し又は取締役に対し会計に関する報告を求むることを得

②監査役はその職務を行う為特に必要ある時は会社の業務及財産の状況を調査することを得。

（監査役の権限が会計監査のみに止められる。従つて適当とか妥当であるという監査報告は出来ないし「正確である」とか「違法である」というふうになる）

第二百九十三条の四　株式の分割（追加）

①会社は取締役会の決議より株式の分割を為すことを得。

②第三百七十七条、第三百七十八条及び第三百七十九条第三項の規定は株式の分割により株券の提出を必要とする場合に之を準用す。

第二百九十三条の六　株主の会計帳簿閲覧権（追加）

①発行済株式の十分の一以下に当る株式を有する株主は会計の帳簿及書類の閲覧又は謄写を求むることを得

②前項の請求は理由を附したる書面を以て之を為すことを要す。

第二百九十三条の七　閲覧請求を拒否しうる場合（追加）

前条の規定による請求ありたる時は取締役はその請求が左に掲ぐる自由に該当すると認むべき相当の理由ある場合を除くの外之を拒むことを得ず。

①株主が株主の権利の確保若は行使に関し調査を為す為に非ずして請求を為したる時、又は会社の業務の運営若は株主共同の利益を害する為請求を為したる時。

②株主が会社と競業を為す者ある時、会社と競業を為す会社の社員、株主若は取締役なる時又は会社と競業を為す者の為その会社の株式を有する者なる時。

③株主が書類の閲覧若は謄写より知得したる事業を利益を得て他に通報するため請求したる時、又は請求の日の前二年間に於てその会社若は他の会社の書類の閲覧者若は謄写により知得したること。

④株主が不適当たる時に閲覧又は謄写の請求を為したる時。

第二百九十六条　社債発行の決議（改正）

旧　社債は第三百四十三条株主総会に定むる決議に依るに非ざれば之を募集することを得ず。

新　会社は取締役会の決議により社債を募集することを得。

第三百四十七条　発行予定株式総数の増加（追加）

会社が発行する株式の総数は発行済株式の総数の四倍を超えて之を増加することを得ず。

第四百八条の三　反対株主の株式買取請求権（追加）

第四百八条第一項（合併総会）の株主総会に先だち会社に対し書面を以て合併に反対の意志を通知し且総会に於て合併契約書の承認に反対したる株主は会社に対し自己の有する株式を承認の決議なかりせばその有すべかりし公正なる価格を以て買取るべき旨を請求することを得。

②第二百四十五条の三及第二百四十五条の四の規定は前項の場合に之を準用す。

「附則」　この立法は、一九六五年七月一日から施行する。

私のやってみたいこと



橋本蔵治

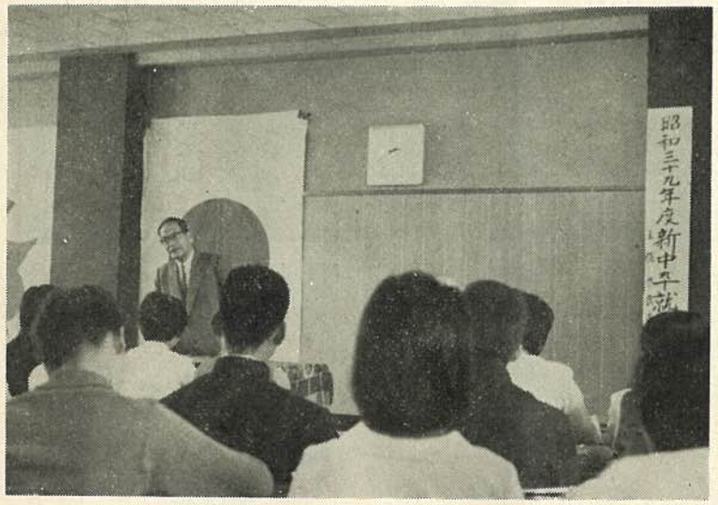
今から二十年程前知人と南都銀行本店附近の一角に高層共同店舗街の建設を考え、県商街連会長時代に静岡市役所及会議所を訪れ共同店舗不燃性建築法等を研究したことがあるが現在商店街造成法が施行されるに及び是非実現出来たらと期待している。

今でも友人と時々話しがでるが資金力と決意で夢の様な話しだが？……

（株）白銅屋社長

〃大きな夢を育てよう〃

新中卒就職者激励会開催さる!!



恒例の昭和三十九年度新中卒就職者激励会は初夏を思わせる五月晴れの四月二十二日午後一時より当所三階大ホールを会場にして盛大に挙行された。

この日希望に胸をふくらませて県下の新しい職場に入社した若い人たち、九州・四国などの出身者を含む約百三十名が参加した。

先づ当所中村専務理事は環境の変化による人間関係の複雑化をよく理解し

①エチケットを守り

②ルールをはずさず

③誇りを持つて

実力本位の社会で職場を通じて立派な人間を作り上げる努力を続けてほしい旨の激励のことばを贈つた。

続いて来賓の長谷奈良市助役、森口県商工課長、大垣労働基準監督署長、吉村公共職安所長、池野奈良婦人少年室長がそれぞれ激励のことばを述べられ、社会人としての晴れの門出を祝つた。

引続いて南都銀行頭取**赤坂賴磨氏**は、生いたちから現在までの体験談をユーモアたつぷりに話し、人生はコネとか毛並みだけで渡れるものではなく、自分の描いた夢に向かつて精進する必要がある。



愛情は大きい程わかりにくいもので人間はどうしても小さい愛情に左右され勝ちである。夢も年代によつて変わるものであるが、諸君も常に大きい夢を持ち将来の奈良県産業を代表する立派な人になつてほしい旨の講話を述べ、若人たちに深い感銘を与えた。尚激励会が終つて出席者一同御祝いの紅白マンヂユウを手にドリームランドを遊覧して、たのしい意義深い半日を送つた。

経営講座(1)

企業の自己診断はこうして行なう

自分で自分を診断しよう

日本能率協会理事　畠山芳雄

・自己診断ということ

企業経営はいま、非常にはげしい変革の嵐のなかにある。

技術革新の進行と、消費者側の変化がめまぐるしいテンポで進んだ結果、企業には「現状維持」ということがくるってしまった。つまりは「たえず現状を打破し、革新を繰り返すこと自体が、経営というものの普通の姿になってしまったため、いまいかに良い業績をあげていても生産、販売、経理、人事、技術などすべての面で、ただ現状を維持しているだけならば、それは相対的に「退歩」をしつつあることになってきたからだ。自由化の影響が本格的に現われるのもこれからで、これはメーカーだけでなく問屋、小売店などの流通機構や第三次産業にも、今後非常に大きな影響を及ぼすだろう。

こうした状況のなかで、たえず自分の会社を進歩させ、時代の歩みに先んじて進むには、ただ夢我無中で起ってくる問題につぎつぎと取り組んでゆくといった経営態度では難しい。ときどき立ち止まって、じっくりと客観的総合的に自社の経営を眺めなおし、自分のどこに悪い病気があるか、それはなぜ起ったか、どういう処方箋がそれに必要なのかをしっかりと考える必要がある。これが経営の自己診断ということである。

・ひとつの例

ある会社の例をひいてみよう。

この会社は従業員三百人ほど、プラスチック加工の小じんまりとした工場だが毎年一月から三月までを定例の自己診断期間に充てその結果、四月からの新年度を踏み出すことにしている。やり方は、毎年十二月末、社長が七、八人の幹部クラスに集まってもらい、一年の労をねぎらって懇談をするときに、一年の反省会をやり、ついで各幹部につぎのことを正月休み中に考えて、一月十日までに経営者あて書面で出してもらうことを例としている。それは、

一、これからどういうことが起るだろうか

二、この予測と、わが社の現状から、今後の問題点は何であるか

三、その問題をどう解決すべきかの三点についてである。この「予測」、「問題点」、「対策」は、会社全体についてと、自分の担当部門についてと二つに分けて出してもらう。

社長はむろん、年始にあたっていろいろと自分で考えているが、こうして各人から出してもらったものをタンネンに読み、さらに考える。そしてこれを互いに回覧して読んでもらい、このあと一、二三月の間は、毎週月曜日の夜、このメンバーで、これを材料にして討議を繰り返し、思想統一をやり、問題点を整理し、対策をいっしょに考える。こういったやり方で自己診断を進めているが、その結果は、なかなか見るべきものがあるようだ。

・わが社の問題は？

自己診断ということは、何かチェック・リストのようなもので、自分の会社の現状をチェックするといったやりかたを連想しやすい。しかし企業の実態は千差万別で、何か画一的な道具で、良い悪いが判るものではなく、その業界や製品、事業の歴史の古さの程度、規模などによって、非常にちがった結果が必要である。事業の問題点や重点は、年とともに毎年変ってゆく。経営とは成長するにしたがって、ある問題を解決し、つぎの問題にアタックするということの繰り返しであって、たとえ、規模や製品が同じ会社であっても、その問題点は決して同じでないのがふつうだ。

だから、自己診断にあたっていちばん大切なことは、「わが社の問題は何か」ということであり、よその会社がこうしているからといって、それをわが社がやっていないのが問題だということは、間違った考え方である。あくまでも自分の頭で考え抜き、自分の会社の体質に合った道を見つけ出すことが一ばん大事なことである。

・経営四つの段階

どんな規模の経営であっても、いま、つぎの四つの段階の、いずれかに属している。あなたのばあい、現在どの段階にあるのだろうか。それを正確につかむことが、自己診断の第一歩である。

∧悪循環段階∨　売り上げの伸びがなく、毎年利益率は低下、赤字に近づきつつあるか、すでに実質的に赤字になっている。

∧均衡段階∨　売上げは伸びており、いちおう必要な利益はでているが、利益の額は毎年そうは変らず、将来に不安がある。しかし将来のためには金も人もつかう余裕がない。

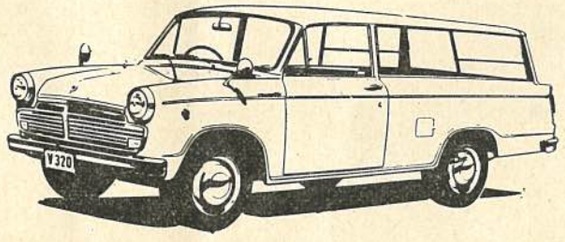
∧不完全投資段階∨　研究、宣伝、人の養成など将来のために僅かだが金と人とをかけても、必要な利益は残る。だがギリギリで、なかなか思うようにはゆかぬ。

∧自動成長段階∨　毎年大きく金が残る。これを毎年相当思い切って、将来のために使っている。

肝心なことは、冷静に自分のおかれている段階をつかむこと。そしてもっと大事なことは、その段階にふさわしい考え方をしていることだ。あなたの考え方と方針は、果して合っているだろうか。

悪循環段階にあるときは、断乎として異状な決意をしなければならない。それは、あなたが保守的で、「まだ大丈夫、まだ大丈夫」と繰り返し自分に言いきかせてきたために、事業体質がすつかり時代おくれになつてしまったか、あるいは逆に手を拡げ過ぎて、あなたの力以上のムリをしでかしてしまったかのいずれかだ。【以下次号へ】



平日は商業車
休日は乗用車
技術の日産
ダットサン ライトバン
1.200cc　55馬力
5人乗　1,300kg積
2人乗　1,500kg積

NISSAN
奈良近畿日産　TEL②4691～4
奈良市油阪町65番地

短歌

雑　詠

夕空にかゝれる月はうすかすみ朧に匂ふ山桜花
渓川に散りて漂ふ桜花春の名残りをしはしとゝめむ
簀目の跡もすがしき石庭の白き真砂に春日のとけし
いつしかに瑞枝さしそふ春日道青葉若葉に風薫るなり
夏衣更ふる袂に匂ひたつその藍染のかをりなつかし

奈良市信用金庫
大橋重雄

濃紫神のみとばりかけしごと咲きてゆかしき藤の花房
葉桜のかげのベンチにいこゐ居れば親鹿子鹿話ししに来る
いやちこにまもらせ給え大みほとけ事故わざわいの多くなる世に

千代の舎
竹村慶直

今迄は何処にひそみし目高かもぬるむ小川に走りまいれる
はるかなる水平線に日はのぼりかもめのむれは朝空に消ゆ
一億のダイヤも見えて見本市豪華さほこる商都浪華に

奥村芳秋

俳句

虎　が　雨

啓蟄のいとしきものゝ見えそめし
突きいでし芦の角ともちがふなり
啞え藁して袋かけ吹き〳〵に
宿の傘藤のあたりに干しゝ奈良
ひとしきり虎が雨とも白雨とも

㈱アラナラ社長
福田南圃

芽吹きゐてとりとまらずと云ふ名あり
お彼岸の雲落日を垂らしそむ
うねびより奈良へのバス路春眠す

南都銀行営業部長
辻大牙

調査

中小企業の資金繰り状況報告

昨年中旬より金融引締めが徐々に進められ、本年に至つて各種の危機説がでているが、このような一連の影響が当産業界にどのような反映をしているかについて企業経営の概況、資金繰り及び今後の需要等に重点を置き主として生産事業場を対象に任意抽出法により調査を実施したが、一応一般的な傾向を把握することが出来た。以下調査項目別に概要を要約すると注目されるのは利益率の低下、代金回収状況の悪化等であり、尚手形サイトについては一部を除いて現在の時点では長期化の初期的な徴候にあり、今後の経済情勢の推移と照らし合わせ非常に意味深いものがあると思われる。

調査の方法

一、調査の時期

昭和三十九年三月五日現在で最近一年間の状況要約を調査したものである。

二、調査の対象

繊維及び一般工業、建設、交通運輸、醸造、商業卸

三、**調査表の回収率**

調査表の依頼数　四〇〇件、回収したものは八七件で回収率は二一・八%である。

表1　調査対象別内訳　（3月5日現在）

	調査表配布数	回答数	回答率
工業	141	30	21.3(%)
繊維工業	91	20	22
工芸	48	12	25
建設	18	3	16.7
交通運輸	45	8	17.7
醸造	18	5	27.8
商業卸	39	9	23.1
計	400	87	21.8

表2　現在の経営状態について　（全体を100%）

	苦しい		普通		好調	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
工業	6	20	21	70	3	10
繊維工業	5	25	14	70	1	5
工芸	3	25	9	75		
建設	2	67	1	33		
交通運輸	3	37.5	4	50	1	12.5
醸造	2	40	3	60		
商業卸	1	11.1	8	88.9		
計	22	24.5	60	69	5	5.6

調査の結果

調査の結果各項目別に見ると次の通りである。

(1)　現在の経営状態について

現在の経営状態を見ると普通というのが全体の六九%を占めており、苦しいが二四・五%、好調が五・六%となつている。この数字から大勢を判断するのは危険であるが、ごく一般的にみて業種別には多少の差はあれ当地産業界の堅実性を表わし、今後どのように変化するかに注目しなければならない。

(2)　経営の隘路について

経営の隘路は何かという問いに対し、各業態を通じて下記の通り指摘されている。

①原材料の上昇と賃金の上昇による経費の増大

②過当競争による廉売

③労働力の不足による生産の減少

④需要の減少に伴う生産の減少

⑤利益率の低下

⑥資金の不足

等以上の内特に多く訴えているものに求人難による生産の低下及び賃金上昇によるマージンの低下があり、これらは現在の中小企業に共通する苦悩であり、今後の企業経営に大きな比重を占める点を如実に表わしているものとして注目される。

(3)　一年前に比して荒利益、生産事情、在庫について

第一に荒利益については全体の半数強がほぼ同様縮少しているが三四・五%で増加が一三・八%となつている。これは原材料費等の上昇による利幅の減少等によるものであり経営の困難さがよく現われている。

表3　一年前に比して荒利益、生産事情、在庫について

	荒利益						生産事情						在庫					
	増加		ほぼ同様		減少		増加		ほぼ同様		減少		増加		ほぼ同様		減少	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
工業	8	26.7	15	50	7	23.1	11	36.6	17	56.7	2	6.7	10	33.3	16	53.3	4	13.4
繊維工業	2	10	8	40	10	50	1	5	10	50	9	45	11	55	7	35	2	10
工芸	1	8.3	4	33.3	7	58.4	2	16.6	7	58.4	3	25	2	16.6	8	66.8	2	16.6
建設			2	66.7	1	33.3	3	100					2	66.7	1	33.3		
交通運輸			6	75	2	25	2	25	4	50	2	25	2	25	4	50	2	25
醸造			5	100			5	100					3	60	2	40		
商業卸	1	11.1	5	55.6	3	33.3							1	11.1	5	55.6	3	33.3
計	12	13.8	45	51.7	30	34.5	24	30.4	38	48.1	17	21.5	31	35.6	43	49.4	13	14.9

れている。

次に生産事情についてみると、これに関しても大体同様の傾向が出ている。最後に在庫については増加したが三五・六%、普通が四九・四%、減少が一四・九%となつており、増加の原因として考えられることは、繊維工業においては暖冬異変も多少影響しているのではないかと見られる。

(4)　最近の資金繰りについて

資金繰りについては変らずが四四・八%となつており、苦しいが四三・七%となつている。この事は昨年来の金融引締めの影響がようやく多少表面化しつつあるものと推察される。

業態別にみると二、三の業態においては最も顕著にその影響が現われている。

(5)　資金繰りの苦しい原因について

資金繰りの苦しい原因を列記すると

設備資金の増	二四件
売上利益減	一七件
代金支払状況悪化	一一件
代金こげつき	七件
借入状況悪化	四件
その他	二件

となつており、企業拡大、経営近代化に伴う機械設備の新設等に対する資金繰りが最も大きなウエイトを占めている。次いで売上利益の減少が一七件で多く、これは上述の経営の隘路として指摘された諸点、すなわち原材料品の値上り、賃金の上昇等によるものと思われる。

次に代金支払状況の悪化が一一件で多く、これは対象企業の資金繰りが苦しくなつている結果であると考えられる。次いで代金のこげつき、借入状況の悪化、その他の順になつている。

表4　最近の資金繰りについて

	苦しい		変らず		楽	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
工業	10	33.3	16	53.3	4	13.4
繊維工業	9	45	11	55		
工芸	4	33.3	7	58.3	1	8.4
建設	2	66.7	1	33.3		
交通運輸	4	50	3	37.5	1	22.5
醸造	4	80	1	20		
商業卸	5	55.6			4	44.4
計	38	43.7	39	44.8	10	11.5

(6)　現在どの位の資金（運転、設備）が必要ですか又借入可能見込みはどうかについて。

回答全企業について見ると運転資金の必要額は六〇、八八〇万円（五七件）でそのうち借入可能見込額は五〇、一五〇万円（四五件）と約八二%となつており大体において調達が出来るものと見られる。これは資金の性格上比較的短期の融資であることも原因していると思われる。次に設備資金について見ると必要額は五一、七二〇万円（三七件）で、そのうち借入可能見込額は一四、一五〇万円（一三件）と約二七%にしか満たない。これは前記の運転資金とは別に比較的長期間融資の性格を持つた資金であることに一因があるのではないかと思われる。

(7)　代金回収状況（昨年との比較）について

全体的に見た場合、代金回収状況は変化なしが五五%を占めているが、悪いというのが三一%、次いで最近よくなつたというのが一三・八%となつている。業態別には多少相違はあるが、概して現在の所はあまり深刻な影響は見受けられないが、今後は少なからず悪化するものと予想される。

(8) 受取手形の期間について

前年度の手形サイトは三・六ヶ月であつたが、本年は四・四ヶ月と長くなつている。これは昨年来の傾向でよほどの好況が来ない限り短かくなることは望み薄であると思われる。又業態によつては非常にサイトが遒つているが、これは取扱商品の性質上から出たもので販売方法等から見て当然なことであると思われる。

(9) 今後の貴社の資金対策について

主なものを列記すると

表5　代金回収状況（昨年と比較）について

	最近よくなつた		悪い		変化なし	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
工業	5	16.6	5	16.6	20	66.8
繊維工業	1	5	9	45	10	50
工芸	1	8.3	6	50	5	41.7
建設					3	100
交通運輸			5	62.5	3	37.5
醸造			2	40	3	60
商業卸	5	55.5			4	44.5
計	12	13.8	27	31	48	55.1

表6　受取手形の期間について

	前年度のサイト	本年度のサイト
工業	3.2ヶ月	3.7ヶ月
繊維工業	3 〃	3.8 〃
工芸	3.5 〃	4.3 〃
建設	3 〃	3.5 〃
交通運輸	8.3 〃	9.6 〃
醸造	1.8 〃	2.5 〃
商業卸	2.4 〃	3.1 〃
計	3.6ヶ月	4.4ヶ月

。販売方針を売掛主義より現金主義へ切りかえる
。重点商品販売に力を入れる
。多角経営方針をとり、出来るだけ販売増進を計る
。代金回収期間の短縮
。自己資本の充実
。設備投資の短縮
。長期運転資金の確保

等であり、各企業においても経営の合理化、近代化による発展には特に熱心に企業発展意欲に燃えていることが推察される。

結論

金融引締めによる影響は現段階においては特に現われていないが、資金繰りの悪化、利益率の低下、代金回収状況の悪化等について多少とも影響していることは確しかであり、今後は八条国移行に伴う貿易制限の全面的撤廃（実質的）による国際競争の激化とそれに伴う国内経済の立場から、又企業経営の面においても金融面においても一層困難な事態に直面することが予想され強い経営理念が要求されるものと思われる。

尚本調査に協力を頂いた事業場に対し厚く御礼を申述べると共に之等調査に対し各事業場の一層の理解ある御協力を切望してやまない。

どうぞよろしく
新入会員ご紹介

◇弁天（喜多仲俊夫）東向中町◇日本旅行会奈良駅前案内所（野矢信行）◇谷原紳士服専門店（谷原安治郎）手貝町◇安田食品㈱（辻清士）中御門町◇福井縫製社（福井春男）南京終町◇ゼネラル商事㈱奈良出張所（小林明正）油阪町◇三協工業㈱油阪町◇㈱日本トラベルフオト社（松谷藤兵衛）西笹鉾町◇あやめ池遊園㈱（前田安道）西大寺町◇今井米穀店（今井政次郎）肘塚竹花町◇近畿芝生㈱西九条町◇木田印版製作所（木田松三）西木辻町◇村本建設㈱奈良営業所（中村重正）東向中町◇新興産業㈱（成尾吉彦）芝辻町◇斉藤窯業（斉藤清三郎）東九条町◇㈱浅川組（浅川清）中筋町◇石原楽器（石原昌）坊屋敷町◇北郡米穀店（北郡学）三条通◇㈱まつや旅館（川口実）本子守町◇㈱藤忠商店（千秋季孝）小西町◇㈱瓦宇工業所（小林麻造）西新在家町◇㈱主婦の店（浅川浩）下三条町◇ハート遊技場（上林安市）東城戸町◇キング商会（中田政憲）杉ヶ西町◇日本ハム㈱奈良営業所（大城弘行）三条通◇木虎食料品店（木虎将）下三条町◇佐貫製作所‖今井町◇熊木洋服店（熊木良明）高畑東大路町◇タカラ木材産業㈲（北川弘）肘塚町◇㈱福井商会（福井清）紀寺町◇南都センター市場商人会（高原庄道）紀寺町◇㈱篠田書房（篠田淳）油阪五丁目

金融

小売商業の店舗共同化
―に対する助成措置

一、根拠法令　中小企業近代化資金助成法（第三条第三号の三）

二、資格

(1) 組織　店舗を設置、所有する者が、次のいずれかに該当すること。

(イ) 商業である事業協同組合または事業協同小組合。

(ロ) 中小商業者のみの出資または合併（以下「出資等」という）により設立された法人または出資等を行うものの⅔以上が中小企業者である法人（吸収合併の場合は合併後存続する法人。以下「会社」という）であつて、小売商業を営むもの。

(2) 構成員数

(イ) 共同店舗　組合員数または会社の場合は出資等を行う中小商業者が五人以上であること。

(ロ) 寄合百貨店　組合員数一〇人以上であること。

(3) 構成員の制限　卸売業者、中小企業でない小売商業者が参加している場合には、次に該当すること。

(イ) 組合の場合には、組合員の百分の七〇以上が中小小売商業者であること。

(ロ) 会社の場合には、その会社の株式または出資の額の百分の七〇以上が中小小売商業者（合併により当該中小売商業者が削減する場合には、合併の際当該中小小売業者の株主または社員であつた者）によつて所有されていること。

(4) 店舗の事業

(イ) 組合の場合　組合員のうちの小売商業者のすべてが、当該共同店舗において小売商業を営む（委託販売を含む）ものであり、かつ、共同店舗の設置以外に適当な共同施設事業を行うものであること。

（注）適切な共同施設事業とは、共同倉庫、共同運送、共同広告、福利厚生施設、共同仕入等をいう。

また、形態としては、寄合百貨店またはスーパーマーケットがある。

(ロ) 会社の場合　会社が各種物品販売業またはセルフ・サービス方式による物品販売業であつて、部門別販売管理を行うものを営むこと。形態としては、デパートまたはスーパーマーケットがある。

(5) 売場面積　売場面積（倉庫、事務所その他を除く）三〇〇平方米以上であること。

(6) 店舗の構造　経量鉄骨構造以上の安全性および耐久性を有するものであること。

三、助成内容　大要次のとおり（※印は変更の可能性がある）

(1) 貸付対象

(イ) 建物（店舗用、倉庫用または店舗倉庫兼用のものに限る）ただし、貸付対象面積は、売場面積の一・三倍※を限度とする。

(ロ) ※附帯施設（冷蔵室、冷暖房施設等に対象を限定する予定）

(ハ) ※営業用設備（対象を限定する予定）

（備考）

土地は貸付対象としない。

(2) 貸付条件

(イ) 貸付率½以内

(ロ) 償還方法　一年据えおき四年均等年賦または半年年賦

(ハ) 無利子

四、貸付年度　原則として貸付決定の年度において着工し、完成あるいは取得することが必要である。

五、共同施設資金との関係

昭和三十八年度から小売商業用の共同店舗は、共同施設資金の貸付対象とはしない方針である。（卸売業用の共同店舗については従来通り）

（参考）

三十九年度予算要求額（国庫分）小売商業店舗共同化資金　一五〇店舗

一、〇五〇、〇〇〇千円（総見込資金の½）



奈良市では本年度より、中小企業者の近代化資金と運転資金の貸付を下記の如く実施することになりました。

このような機会に、資金借入れについての「コツ」を知っておくことであります。その「コツ」は案外、手近にあることを知って戴きたい。

借金の『コツ』



奈良市第光商工課課長　杉村忠治

例えば、政府或いは公共団体の資金を借入れる場合には、必ず簡単なものでも、金銭出入簿・仕入簿・売上簿等を正確に記入しておく必要があります。

ところが、こうした帳簿を存外整備されていないのが、中小企業・零細企業の現状ではないかと思われます。

この原因の一つには、税金を恐れる気持もあるのではないでしょうか そして正確に帳簿を整備されていないため、税金より多額の損をしている時が往々にあります。

実際、正規に税金を納めている企業者は公的金融機関の利用が出来る為、無利子又は低利の資金を、早くて、而も必要額を借入れ出来る便法があります これこそ借金の「コツ」とでも申しましょうか。

市の近代化資金等を借入れるについては、只今申し上げた事を実行しておられる企業者の方が、借入れの手続上、よりスムーズに運ぶと言うことは申すまでもありません。

資金利用御希望の方は、市役所観光商工課又は商工会議所へお申込み下さい。

奈良市中小企業融資制度

融資制度 / 事項	小口融資	近代化設備資金
融資の対象	事業資金　設備資金　運転資金	設備近代化に必要な資金共同施設・機械購入・工場・店舗改造等に必要な資金
資格要件	資本金又は出資金一、〇〇〇万円以下又は従業員五〇人以下の会社・個人市内で六ヶ月以上同一事業を行つていること。市税を完納していること	資本金又は出資金五、〇〇〇万円以下又は従業員三〇〇人以下の会社・個人又は組合。市内で六ヶ月以上同一事業を行つていること。市税を完納していること。
預託金	二〇〇万円（三十九年度）	三〇〇万円（三十九年度）
融資総額	三、〇〇〇万円	四、五〇〇万円
貸付限度	一企業　三〇万円以内	一企業　二〇〇万円以内
保証料	日歩　三厘	日歩　三厘五毛又は四厘
貸付期間	一ヶ年　以内	三ヶ年以内（据置期間六ヶ月を含む）
保証人	連帯保証人　二人	連帯保証人　二人
担保	原則として徴求しない	必要に応じて徴求する
返還方法	月賦・分割又は一括	月賦又は分割
取扱金融機関	信用保証協会と契約している金融機関	信用保証協会と契約している金融機関
取扱時期	年間随時	年間随時
申込の窓口	奈良市観光商工課　奈良商工会議所	奈良市観光商工課　奈良商工会議所

（輸出の振興は国の発展の基礎）

よい品で
世界に愛され
親まれ



1　債務引受か　履行引受か

【問】　私は、甲に対し三〇万円の債権がありましたが、仲々支払つてくれませんでした。ところが、或る日甲は乙を同伴して私宅に参り、毎月一万円宛の月賦払いにしてくれと懇願し、一方、乙は傍から「甲の申し出通り月賦払いにして頂けるなら、私が責任を以て月々間違いなく支払わせるようにするから、甲の申し出を呑んでやつてくれ」と頼むので、私も渋々これを了承いたしました。その後甲は六ケ月分までは毎月一万円宛支払つてくれましたが、その後は支払つてくれません。この場合、私は直接乙に対し月賦金を支払つてくれと請求する権利はあるのでしようか。

【答】　貴問では、乙の言葉のもつ意義内容が大変曖昧であるため、この言葉だけから、的確な法律的判断を下すことはむつかしいと申さねばなりません。しかし、この言葉を中心に、この言葉から推察される法律構成を考えてみると、大体次の三つの法律構成が規定せられる。即ち、第一は債務引受。第二は履行引受。第三は第三者のためにする契約である。

第一　債務引受。乙が、甲の貴殿に対する債務を引受け、乙と共に毎月一万円宛貴殿に支払う旨の、所謂重畳的債務引受をしたものと解釈すれば、貴殿は勿論乙に対し、月賦金の支払いを請求し得る。しかし、本問の場合、乙の前示の言葉だけでは、この解釈はチヨット無理かと存じます。

第二　履行引受。第一の債務引受は、乙が、貴殿と甲との間の債権債務関係の中に入り、一個の債務者として貴殿に対し弁済義務を負担する法律関係であるが履行引受は、これと異なり、乙が、貴殿と甲との間の既存の債権債務関係の外にあつて、第三者の地位において、甲の貴殿に対する債務を弁済する義務を負うという意思を有するにすぎないから（いわば一種の第三者弁済という恰好になる）債務引受の場合のように、甲の貴殿に対する債務を引受けるまでの意思を有しないものと考えられる。即ち、この場合、乙は引受契約により、甲に対し、その債務を履行すべき責任を負うに止まるので貴殿は甲に対し、直接月賦金の支払を請求することはできない。

第三　第三者のための契約。甲乙間の引受契約か、特に債権者である貴殿のために、その効力を生ぜしめ、貴殿に、乙に対する履行請求の権利を取得させる旨を約したものと認められる場合は、即ち一種の第三者のための引受契約であり民法第五三七条貴殿が受益の意思表示をすることによつて、乙に対し支払いを請求し得るものと解せられる。

以上、いずれの場合に該当するかは、前述の通り、所間の事実だけでは判断できず、他の素材との綜合判断にまつより他はないと存じます。又、乙の言葉が、只単に、甲が支払わぬときは、同人の尻を叩いて支払わせるように努力するという道義的責任を言明したにすぎないものと解釈すれば、法律の外の問題であることは言をまちません。

小規模事業相談室

2

【問】　当社は仕事の都合上残業が多く、残業者には食事を無償で提供しております。近所の食堂からとりますので、一回一人大体二〇〇円程度になりますが、この課税関係は如何なりますか。又当社は昼食は炊事をさし、一人月一、〇〇〇円分一括して炊事費用を支弁しています。

【答】　御訊ねの残業食事代の件は、基本通達二一〇の(7)で、たまたま残業する者へ無料で提供する食事については課税しないことと取扱われており、このたまたまの残業と云うのは、たまに一日や二日残業する場合は当然含まれますが、それ以外、例えば完成期日の関係で突貫工事を行なう場合、又決算期において経理課員が連日残業する場合のように相当期間引つづいて残業し、その間毎日残業食事を無料で提供する場合も、該当するものとして取扱われ、これらの費用は現物給与として課税当人の所得税にもならず又、会社の方も損金支出が認められます。勘定科目は残業費として別枠処理している会社もあり、又、福利厚生費の中に含めている会社もありますが、税務上は、いずれでも損金算入されることになります。次に、貴社の昼食支給は、所謂

現物給与として取扱われ、一人月額一、〇〇〇円以内の場合は非課税の取扱いを受けられますが、一人月額一、五〇〇円を負担している場合は、一、〇〇〇円超過の五〇〇円だけ、それぞれ当人の給与に加算して、源泉税の徴収をしておくことが必要です。この場合、一、五〇〇円の七割、即一、〇五〇円との差額四五〇円だけを加算されている向きがありますが、この計算は間違いで、前述のように五〇〇円加算して下さい。即、食事の現物給与の場合は、支給額から無条件に一、〇〇〇円を差し引いた残額を給与に加算すると考えて貰えばよいと思います。なお、これはあくまで現物で給与するのが建前ですから、月末給料袋の中に食事手当一、〇〇〇円として現金を同封各人に渡した場合は、現物給与として取り扱われないで、全額加算の対象となりますから、御注意下さい。

又、前述の残業食事代でも各人に残業食事代として、現金で渡した場合は、非課税の取扱いをされず、全額給与として源泉税の対象となります。



3

【問】 当社は、通勤者に定期券を支給するに当り、毎月定期券を買うより、六ケ月定期券を支給した方が、運賃の割引率が多くなりますので、今後、六ケ月定期券に統一したいと考えますが、この場合、金額が相当大きくなり、定期券支給の非課税限度一人月七五〇円との差額全部を当人への給与に加算せねばならないでしょうか。若しそうだとすると、毎月支給より当人の税金負担が大きくなりますので困っています。

【答】 御訊ねの件は、他の現物給与と異なり、通勤定期券支給の場合は、月額の考え方でなく、月割額の考え方で、非課税限度の計算が認められていますので貴社の場合、六ケ月定期券の金額の六分の一を一ケ月の定期券支給高と計算し、その金額が七五〇円以下であれば、無条件非課税の取り扱いを受け、若し、その金額が七五〇円を超えた場合はその超過分を、その当人の給与に加算しておきさえすれば問題は起りません。故に、貴社の場合六ケ月定期券にせられる方が、当人も会社も有利と考えられます。

取照引会

売り希望　買い希望

建設用資材・くろもじ素材・浴槽資材・セメント・表具紙・作業工具・貴金属・水産食品・荒物・事務器・傘・紙（ナフキン）

メンタム・スリツパ・サンダル・割箸・玉のれん・神具・線香・ストロー・人形マスク・工芸品・郷土人形・種苗・淡水魚・折箱・筆墨・袋物・造花・箸袋・豆菓子

シキボーマーメードシヤツ
婦人肌着
キルテイング製品
肌ふとん
製造

奥田布帛KK奈良工場

奈良市芝辻南町一八八番地
電話代②三四五三番

解　説 (3)

地方税法等の一部を改正する法律要綱

昭和三十九年二月十八日閣議決定

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を考慮しつつ、住民負担の軽減合理化を図るため、市町村民税所得割の不均衡の是正、固定資産における評価制度の改正に伴う負担の調整、電気ガス税の税率の引下げを行なうほか、中小企業者の負担の軽減合理化を図り、住宅建設の促進に資するため、平年度八六〇億円程度（初年度四九〇億円程度）の減税を行ない、あわせて道路整備計画の推進に伴い道路目的財源の充実を図るため、地方税法について所要の改正を行なうものとする。

なお、市町村民税所得割の不均衡是正に伴う減収額に係る地方債の発行を認めるとともに、その元利償還に必要な補給の措置を講ずるため、地方財政法及び地方交付税法の改正を行なうものとする。

第一、地方税法に関する事項

一、道府県民税及び市町村民税

一、市町村民税所得割について、低所得者の負担を軽減するとともに、市町村間の負担の不均衡を是正するため、次のとおり所要の改正を行なう。

(1) 昭和三十九年度分の市町村民税所得割の課税方式については、従来の本文方式のほかに、現行のただし書方式を本文方式にちかずけるため、経過的に次のような課税方式をとるものとする

(イ) 所得控除として基礎控除のほか扶養控除（第一人目四万円、第二人目以下三万円）を行なう。（法第三一四の二）

(ロ) 専従者について、青色千六百円以上、白色千円以上の税額控除を行なう。（法第三一四の七）

(2) 昭和四十年度分以後の市町村民税所得割の課税方式及税率については、次のとおりとする。

(イ) ただし書方式を廃止して、本文方式に統一する。（法三一三、三一四の二、三一四の七）

(ロ) 現行の準拠税率制度を標準税率制度に改める。（法三一四の三）

(ハ) 市町村は、標準税率の一・五倍をこえて市町村民税所得割を課することができないものとする。（法三一四の三）

二、障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を年所得二〇万円（現行一八万円）までとする。（法二四の五、二九五）

二、事業税

一、個人事業者の負担の軽減を図るため、個人事業税の事業主控除額を二二万円（現行二〇万円）に引き上げる。（法七二の一八）

二、中小法人の負担の軽減を図るため次のとおり法人事業税の軽減税率の適用範囲を拡大する。（法七二の二二）

(1) 普通法人

所得年百五〇万円以下の金額	
	六%（改正案）
所得年百万円以下の金額	
	六%（現　行）
所得年百五〇万円をこえ三百万円以下の金額	
	九%（改正案）
所得年百万円をこえ二百万円以下の金額	
	九%（現　行）

(2) 特別法人

所得年百五〇万円以下の金額	
	六%（改正案）
所得年百万円以下の金額	
	六%（現　行）

三、国税における輸出特別措置のうち海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金（特定商工組合の組合員が納付する納付金を控く）及び新開発地域投資準備金に係る損金算入制度については従来通り、事業税の所得の計算上、国税の例によらないものとする。（法七二の一四、七二の一七）

三、不動産取得税

一、住宅建設の促進に資するため、新築住宅に係る基礎控除額を百五〇万円（現行百万円）に、新築住宅用土地に係る税額控除の基礎額を百五〇万円又は新築住宅の床面積の二倍の面積（一戸につき二百平方米を限度とする）の土地の価額のいずれか高い額（現行六〇万円）に引き上げる。（法七三の一四、七三の二四）

二、免税点について、土地の取得にあつては五万円（現行一万円）家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては一五万円（現行一〇万円）、その他のものにあつては八万円（現行五万円）に引き上げる。（法七三の一五の二）

三、次に掲げる不動産に対しては、不動産取得税を課さないものとする。（法七三の四、七三の七）

(1) 民法第三十四条の法人が設置する看護婦その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産

(2) 住宅公団が住団用の宅地とあわせて造成する国又は地方公共団体の公用又

のは公共用に供するための土地

(3) 産炭地域振興事業団が産炭地域の振興に必要な鉱工業等の用に供する土地及びぼた山の処理に関して取得する土地

(4) 日本中小企業指導センターが中小企業指導担当者等の養成又は研修の用に供する不動産で政令で定めるもの

(5) 農業生産法人がその組合員又は社員となる資格を有する者から現物出資を受ける土地

四、次の措置について、適用期限を三年間延長する。(本法附則九、一一)

(1) 開拓営農振興組合の組合員である開拓者が離農した開拓者から取得した農地等に対する非課税措置

(2) 農業委員会のあつ旋による農地の交換分合に係る課税標準の特例措置

四、固定資産税

一、新固定資産評価制度の実施に伴い昭和三十九年度から昭和四十一年度までの間次の措置を講ずる。

(1) 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、次のとおり税負担の調整を行なう。なお、都市計画税についても、固定資産税と同様の税負担の調整を行なう。(本法附則三四ノ三六、四〇、四一(イ) 農地(田又は畑)でその各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が昭和三十八年度分の課税標準額をこえるものの各年度分の固定資産税の課税標準額の一〇分の一の額とする。(本法附則三四ノ三七、三八)

二、中小企業者が新設した農林漁業及び中小企業経営の合理化のための機械設備等のうち租税特別措置法の規定により特別償却を認められるものに対して課する固定資産税の課税標準は、新設後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。(法三四九の三)

三、地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに製造された車両で政令で定めるものを取得してこれを事業の用に供する場合における当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。(法三四九の三)

四、住宅建設の促進に資するため、昭和四十四年一月一日までの間に新築される住宅に対して課する固定資産税について次のとおり軽減を図る。

(1) 新築住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、新築後三年間に限り、当該住宅に係る固定資産税額の二分の一に相当する額を減額する。(本法附則四四)

(2) 新築中高層耐火建築住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、四階建以下のものにあつては新築後五年度間、五階建以上のものにあつては新築後一〇年間に限り、当該住宅部分に係る固定資産税額の二分の一に相当する額を減額する。(本法附則四四)

五、次に掲げる固定資産に対しては、固定資産税を課さないものとする。(法三四八)

(1) 民法第三四条の法人が設置する看護婦その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

(2) 日本中小企業指導センターが中小企業指導担当者等の養成又は研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

六、国際収支の改善措置として行なわれる特別とん税の税率の引上げに関連し昭和三十九年度から昭和四十三年度までの五年度間に限り、主として外国貿易のため外国航路に就航する外航船舶に対する固定資産税を免除する。(本法附則四二)

五、電気ガス税

一、税率を百分の七(現行百分の八)に引き下げる。(法四九〇)

二、現行非課税品目との均衡を考慮し新たにポリプロピレン等四品目の製造に使用する電気を非課税とする。(法四八九)

三、輸出振興に資するため、昭和三十九年六月一日から五年間に限り、綿糸、スフ糸、綿織物及びスフ・人絹織物の製造に使用する電気に係る税率を百分の二とする。(本法附則四五)

六、市町村たばこ消費税

税率を百分の一五(現行の百分の一三・四)に引き上げる。(法四六五)

七、軽油引取税

道路整備計画の改訂に伴い、軽油引取税の税率を一キロリットルにつき一万五千円(現行一万二千五百円)に引き上げる。(法七〇〇の七)

八、その他

一、オリンピックの開催に伴い、外客(永住者を除く)の旅館における宿泊およびこれに伴う飲食については、昭和三十九年七月一日から同年十二月三十一日までの間に行なわれたときに限り、料理飲食等消費税を課さないものとする。(本法附則四六)

二、その他所要の規定の整備合理化を行なう。

第二、地方財政法及び地方交付税法に関する事項

一、市町村は、市町村民税所得割における課税方式の統一及び標準税率制度の設定に伴う減収額に係る地方債を起こすことができるものとする。(地方財政法附則三三)

二、昭和三十九年度において起こすことができる地方債の額は、昭和三十八年度においてただし書方式を採用していた市町村が、昭和三十九年度において前記第一、一、(1)による課税方式によつて市町村民税所得割を課した場合の減収額に相当する額とする。(地方財政法附則三三)

三、昭和四〇年度において起こすことができる地方債の額は、課税方式を本文方式に統一することによる減収額と、標準税率の設定に伴い当該市町村の税率を標準税率の一・五倍の税率にまで引き下げた場合の減収額に相当する額とする。(地方財政法附則三三)

四、二又は三により昭和三十九年度又は昭和四十年度において地方債を起こすことができる市町村は、当該年度以降五年度間は、引き続き地方債を起こすことができることとし、毎年度の額はそれぞれ昭和三十九年度又は昭和四十年度の額を基準として毎年二〇%ずつ逓減する方式をとるものとする。(地方財政法附則三三)

五、上記の地方債の元利償還金のうち、三分の二に相当する額については、国が、元利補給金を交付し、三分の一に相当する額については、地方交付税の基準財政需要額に算入する。(地方財政法附則三三の二、地方交付税法附則六、七)

附記

日本商工会議所では昭和三十八年九月十八日総会において昭和三十九年度税制改正に関する意見を決定し、国税および地方税にわたる各項目につき重点的に減税の実施方を強く要望した。その内、地方税関係の要望事項は次のとおりである。

地方税

一、住民税

通産省は、外貨予算制度を三十八年度かぎりで廃止するのに伴い、三十九年度から新しくスタートする「輸入見積もり計画」(仮称)の策定とともに、四月一日からの輸入自由化計画について物資別の検討を始めていたが、すでに政府は今後の自由化計画(現在の自由化率九二%)について、ことし中に残存輸入制限品目を現在の百五十二品目(ブリュッセル関税表四けた分類)から百品目ていどに減らす方針を固めており、四月からカラーフイルム、鉛、亜鉛など重要品目を含め全体として二、三十目品ていどが自由化される見通しである。

四月から30品目自由化・カラーフイルム、亜鉛など

現在、通産事務当局が四月自由化の対象として検討中の同省所管の自由化品目は①鉛、亜鉛②カラーフイルム③重油を除く石油製品(灯油、ヤハツ油、軽油)④ソーダ灰⑤固エン酸カルシウム⑥大型発電機⑦大型ボイラー⑧大型蒸気タービン⑨化粧品の残り(香水、口紅、オーデコロンなど)⑩レースおよびレース地など。

また農林省所管では、砂糖菓子など数品目、厚生省関係は抗生物質の一部が取り上げられている。

これら対象品目は自由化対策、国際競争力、関係業界への影響など多角的に検討して結論を出すが、次の重要品目の自由化はほぼ固まつてきており、万一自由化されない場合でも割り当て数量の大幅拡大は避けられないと通産当局はみている。

一、国際競争力のついている石油製品。

二、四月一日から関税引き上げを実施したカラー・フイルム(現行三〇%から四〇%、天然色用印画紙は二五%から四〇%)

三、関税引き上げに加え延べ払い金融を講じている大型ボイラー(一五%から二〇%大型蒸気タービン一五%から二〇%)など重機械。

四、四月一日からスライド関税(国際価格にスライドさせて税率を決める)を採用する鉛、亜鉛、しかし業界に強い抵抗の予想される農林物資の自由化はいぜん難航する見通しのほか、化粧品や繊維製品は対日差別を続けるフランス、イタリアなどの関心品目であり他の品目の自由化とは区別する考えが強い。

通産当局はまた四月自由化にあたつて複数ネガテイブ・リストを作り一般諸外国、対日差別国、共産圏の三分類による差別自由化を実施すべきだとしているが、外務省などが消極なので、政府部内の意見調整をめぐつて論議を呼ぶものとみられる

市町村住民税負担の地域間の不均衡を是正するためにその課税標準について但し書方式を廃止して、本文方式に統一し、現行の準拠税率を標準税率、制限税率に改めること。この場合市町村財政に急激な影響を与えないよう必要な措置を考慮すべきである。

二、固定資産税

明年度より実施せられると伝えられる固定資産の評価替えは、税負担の急激な変化をもたらすと認められるので充分検討する必要があるから、明年度よりの実施は延期すること。

三、電気・ガス税

国民生活および国民経済上電気・ガスに対する課税は甚だしく不合理であるので廃止すること。

然るに今回閣議決定を見た地方税法改正法案要綱では新固定資産評価制度の実施をうたつているので、これに対し日本商工会議所は昭和三十九年二月十九日開催の常議員会において左記の要望を決定し、国会および政府当局に提出した。

固定資産に関する租税の増徴抑止に関する要望

（日本商工会議所）
（昭和三十九年二月十九日）

政府は、各種租税における固定資産の評価の統一を目標とし、明年度において固定資産税を中心として新しい基準による評価替えを行なわんとしているが、そもそも評価の統一はなんら税の増徴を目的とするものでないにもかかわらずその評価ならびに税率の調整いかんによつては、税負担の激増をもたらすものであるので、当所はさきに十分な検討を加えるためその延期方を要望したところである

政府は今回、固定資産税のうち土地においては前年度課税標準額の二割増（農地は据え置き）を以て、課税の頭打ちとする特別の措置を講ずることとしているが、その他の固定資産に関する租税すなわち不動産取得税、相続税、登録税については、なんらの税負担増加を抑止する保証措置が講ぜられていないことは極めて遺憾である。

よつて、国会および政府におかれては明年度の固定資産に関する租税の増徴を抑止するため左記の事項について特別の措置を講ぜられるよう要望する次第である。

記

一、不動産取得税

不動産取得税は固定資産税と税の性格が異なるから特別の措置を要しないとしているが、新基準による評価は宅地では平均六～七倍になるといわれ、この新課税標準で不動産取得税を課すれば極めて急激な増税となることが明らかであるから、その税率を引き下げるとともに、固定資産税に準じた特別の措置を講ずべきである。

二、登録税

登録税についても不動産取得税と同様の措置を講ずべきである。

三、相続税

相続税の税率は昭和三十三年度以後据え置きとなつており、その間とくに地価が著しく高騰しているので、事業用資産の相続については実質的に著しい増税となつている実情にかんがみ速かにその税率を軽減すべきである。

また、相続財産の評価については、事業資産および資産評価方式を適用される中小会社の株式等はその非流通性事業の継続性を考慮してその評価につき特別の措置を講ずべきである。

下請代金支払遅延等の防止法について

最近金融引締めの進展に伴い、下請代金の支払遅延、手形による支払の増加、手形期間の長期化等下請取引条件の悪化の傾向がみられます。しかも現状のままではこのような傾向は今後ますます強まることが予想されますので、このような事態を回避し、すすんでこれを改善するため、通商産業省および公正取引委員会は**下請代金遅延等防止法**（昭和三十六年七月一日施行）の運用を一層強化し、下請代金の支払条件の改善、不当な値引き、買いたたき等の防止その他下請取引全般にわたる適正化を強力に推進してゆく方針で、親事業者に対し高い視野にたつて政府の施策に協力し、下請取引の改善に努力するよう趣旨徹底方の要望がありました。

とくに最近親事業者の中には手形で代金を支払う場合、手形期間の長短にかかわらず、六十日以内に手形を交付すれば下請代金支払遅延防止法に違反しないものと考え、不当に長い手形を交付しているむきもみうけられるが、同法第2条の2および第4条第2号については、左記のとおり運用することとなつておりますので、この点十分ご留意を願います。

(1)下請代金の支払として手形を交付する場合は、この手形を受取つた**下請業者が物品納入等の給付を行なつた日から起算して60日以内に通常の金融機関で割引等によつて現金化できるものでなければ支払とは認められない。**この場合通常の金融機関とは、銀行（相互銀行を含む）信用金庫、信用組合および商工組合中央金庫等の金融機関をいい、いわゆる町の貸金業者等は含まれない。

(2)したがつて、親事業者が手形を交付する場合は、下請事業者においてこれをその取引金融機関で割り引く能力の有無を考慮し、その能力がない場合は、当該親事業者がその銀行に対して保証を行なうなどの方法で割引能力を付した上でなければ支払とは認められない。

(3)また、60日以内に実際に割り引くことができないような手形を交付された下請業者から、現金もしくは割引可能な手形と取り替え、または割引能力をつけてくれるよう申し入れがあつた場合、親事業者がこれらのいずれかに応じなければ支払遅延となる。

39年度

会議所関係事業の予算案全貌
中小企業関係予算 34.8% 増強

政府は、別項の如く昭和三十九年度予算案を去る十二月二十九日の臨時閣議で決定したが、このうち日本商工会議所に関係の深い中小企業、輸出振興国民運動、国産品普及向上運動、海外企業技術協力事業、デザイン振興問題および都市開発促進事業に対する予算案の概要は次の通りである。

政府の昭和三十九年度中小企業関係予算案は、一般会計で百十五億七千二百万円（通産省関係のみ）と前年度にくらべ二十九億八千八百万円三四・八%ふえ、財政投融資資金計画でも国民公庫、中小公庫、商中に対する投融資額が前年度比三百三十四億円（一二六%）の増加となつた。

一般会計予算の中で注目されるのは、設備近代化補助金が中小企業庁の要求どおり計上された（四十五億円）ことと商店街の街ぐるみ近代化資金が新たに二億五千万円つけられたことである。設備近代化補助金ではその対象業種に消費者物価と関連の深いクリーニング業、乳製品業等の追加が検討されることになつている。また商店街の街ぐるみ近代化資金は中小企業高度化資金のうちから五ヶ所を対象として融資される。

なお、中小企業高度化資金（四十三億八千六百万円）の内訳は①工場団地資金十七億九千六百万円—継続団地四五新規団地二七—②商業団地資金四億四千万円十万円一千万円（現行七百万円）三十万円（現行二十万円）に引き上げられるとともに、第二種保険の保険料率が目歩一毛引下げられることとなつた。

しかし、そうはいつても全体としての中小企業関係予算は、その伸び率が他の予算にくらべて多少大きいというだけでいわゆる政府公約の「革新的」といえるかどうか。また中小企業基本法の趣旨に照らしてもその額はかなり見劣りする。

お知らせ

第三回バンコック国際貿易展覧会開催について

恒例のバンコック国際貿易展覧会は来年（一九六五年）一月二十八日より二月十四日迄タイロバンコック市で華々しく開催されます故、県内の商社及びメーカーは貿易自由化の折から進んで御出品下さい。又展示即売会となつて居りますし、税金等も不必要です。詳細につき御希望の節は当所業務課まで御問合わせ下さい。

・奈良基準労働局よりのお知らせ・
適用事業報告の提出について

毎年4月1日現在に於ける適用事業場に対し基準法施行規則様式第23号の2により署長宛報告する義務がありますので、定められた期日までに洩れなく御報告下さいます様御知らせいたします。

尚前記様式による用紙は労働基準監督署に御座いますので御利用下さいます様申し添えます。

オートスライド実施状況

実施回数及び人員　3月17日現在

	36年 9月	10	11	12	39年 1月	2	3	計
回数	2	1	2	1	3	2	2	13
人員	42	13	47	15	35	38	45	235

奈良市内小売物価動向表

（昭和39年４月）

品目別＼月別＼地域別		38年 4月	〃 5月	〃 6月	〃 7月	〃 8月	〃 9月	〃 10月	〃 11月	〃 12月	39年 1月	〃 2月	〃 3月
総平均	奈良	114.4	114.0	114.5	114.6	114.8	115.4	116.1	115.3	115.3	114.1	112.9	112.7
	大阪	107.0	107.0	107.6	109.9	110.4	111.1	110.9	110.9	111.1	111.1	112.0	112.3
	東京	113.4	112.4	113.7	113.1	113.8	114.9	114.1	113.8	113.9	113.3	112.9	113.0
食料品	奈良	117.3	116.8	117.4	117.8	117.9	118.7	119.3	117.6	117.3	118.5	115.1	115.1
	大阪	112.0	111.7	113.0	117.6	117.9	119.6	118.3	118.0	117.4	117.4	119.5	120.5
	東京	121.9	120.2	121.5	120.4	122.4	123.3	121.2	120.2	120.7	119.9	119.6	119.7
穀類	奈良	116.4	116.5	116.5	116.5	116.5	116.5	116.8	116.2	115.8	115.9	115.9	115.9
	大阪	115.5	115.5	115.5	115.5	115.8	115.8	115.7	115.4	115.8	116.3	116.3	116.2
	東京	111.0	111.0	111.0	111.0	111.0	111.0	111.3	111.3	112.5	113.0	113.9	115.2
粉、粉製品	奈良	103.9	103.9	103.9	106.5	106.5	108.6	108.6	108.6	108.6	108.6	108.6	108.6
	大阪	109.7	109.7	109.7	110.8	111.5	112.6	112.6	113.6	114.2	127.7	131.5	145.6
	東京	106.4	106.4	106.4	106.4	106.5	106.6	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1
野菜、果実	奈良	162.4	146.4	152.9	154.4	151.7	167.8	164.0	149.0	145.9	141.7	132.6	136.0
	大阪	154.9	148.3	160.5	185.2	170.6	199.4	177.8	172.7	142.0	123.2	130.0	132.4
	東京	205.0	186.7	205.6	192.5	207.2	205.2	175.6	166.0	160.1	147.1	136.2	149.5
鮮魚	奈良	114.0	125.7	123.6	129.3	129.9	118.1	130.2	123.4	126.9	119.6	113.2	114.6
	大阪	118.2	112.4	120.7	143.9	163.1	154.4	147.1	142.8	149.0	137.5	148.1	152.6
	東京	182.8	168.1	150.2	145.3	155.4	174.9	162.8	149.0	149.2	160.6	171.3	150.0
乾物	奈良	179.2	177.6	177.6	174.4	176.6	166.5	154.2	155.2	152.8	149.7	147.5	144.4
	大阪	113.7	113.7	114.6	113.8	129.5	127.4	128.6	128.6	130.3	135.3	146.0	145.7
	東京	124.4	127.2	125.8	125.8	126.8	125.2	125.2	125.1	127.9	134.3	144.1	147.7
畜産食品	奈良	111.3	111.1	110.8	112.1	112.3	114.1	114.5	114.6	116.0	115.8	115.9	115.3
	大阪	99.3	99.1	101.4	102.3	102.5	102.0	102.1	102.4	103.7	105.4	107.9	106.7
	東京	115.8	117.7	119.5	119.0	122.0	126.1	125.8	126.1	130.8	127.0	124.8	119.8
調味料	奈良	103.8	108.2	109.6	109.4	109.6	112.4	119.1	120.6	119.1	118.2	118.0	116.2
	大阪	107.0	108.5	109.8	121.9	122.1	121.5	123.0	123.8	124.0	124.0	122.9	123.2
	東京	110.4	114.3	117.6	117.7	116.6	116.6	119.2	122.7	122.1	199.9	118.6	118.6
加工食品	奈良	123.4	123.4	124.3	124.3	129.2	113.1	138.4	134.6	137.3	139.9	136.0	134.9
	大阪	119.4	119.4	119.4	136.1	136.4	138.6	137.7	137.6	142.2	143.9	149.3	157.9
	東京	141.1	138.2	138.2	140.7	140.7	140.7	143.3	143.3	142.3	143.3	143.3	141.7
菓子	奈良	108.4	108.4	109.6	109.6	109.6	110.9	111.7	112.3	112.3	111.5	111.5	110.7
	大阪	112.9	114.4	114.4	114.6	114.6	114.6	114.6	116.9	117.9	121.7	125.8	125.8
	東京	117.0	117.0	117.0	117.0	117.0	117.0	117.0	117.0	118.6	118.6	118.6	118.6
嗜好品	奈良	97.7	97.7	97.7	97.9	97.9	97.9	98.1	98.1	98.1	981	98.1	98.1
	大阪	99.6	99.6	99.6	101.7	100.4	102.1	102.5	102.5	102.5	102.9	102.9	102.9
	東京	98.1	98.1	98.1	98.7	98.7	88.1	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7
繊維品	奈良	112.2	112.3	112.7	112.8	112.7	112.9	113.0	112.5	112.6	109.7	105.7	104.0
	大阪	98.8	99.5	99.5	98.9	99.7	99.7	101.2	102.0	103.7	103.5	101.4	99.5
	東京	102.1	101.3	104.2	104.0	103.2	105.1	105.0	105.4	104.4	103.4	101.7	101.5
建材家具	奈良	114.8	114.7	116.7	116.2	115.0	116.4	116.6	116.9	118.4	118.4	118.4	119.0
	大阪	116.9	117.0	117.1	118.7	118.5	118.5	118.5	118.6	118.6	118.7	119.7	119 6
	東京	116.8	116.7	116.4	116.0	116.1	119.0	119.2	119.7	119.5	119.5	119.4	119.5
燃料	奈良	116.9	116.9	116.3	116.3	116.3	120.5	122.6	133.4	133.4	133.4	132.8	130.3
	大阪	117.9	115.9	116.0	115.3	120.1	120.1	121.0	124.6	125.0	124.4	124.3	123.6
	東京	114.6	113.1	112.9	112.2	111.4	112.9	115.8	117.2	118.3	117.8	117.7	117.1
機械器具	奈良	94.8	94.8	94.0	94.0	94.0	94.1	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0
	大阪	94.9	94.7	94.7	94.7	94.8	94.8	94.5	94.5	94.5	94.6	94.6	94.6
	東京	93.7	93.5	93.2	93.2	92.7	92.3	92.1	92.1	92.1	92.1	91.8	91.8
雑品	奈良	112.9	113.0	113.6	112.8	113.7	113.1	114.5	113.3	114.3	112.0	113.3	114.1
	大阪	102.3	102.1	102.6	103.6	104.0	103.7	94.5	103.8	104.7	105.0	106.3	108.1
	東京	111.7	111.6	112.3	112.3	112.8	112.9	113.9	113.6	114.3	113.9	114.7	115.3

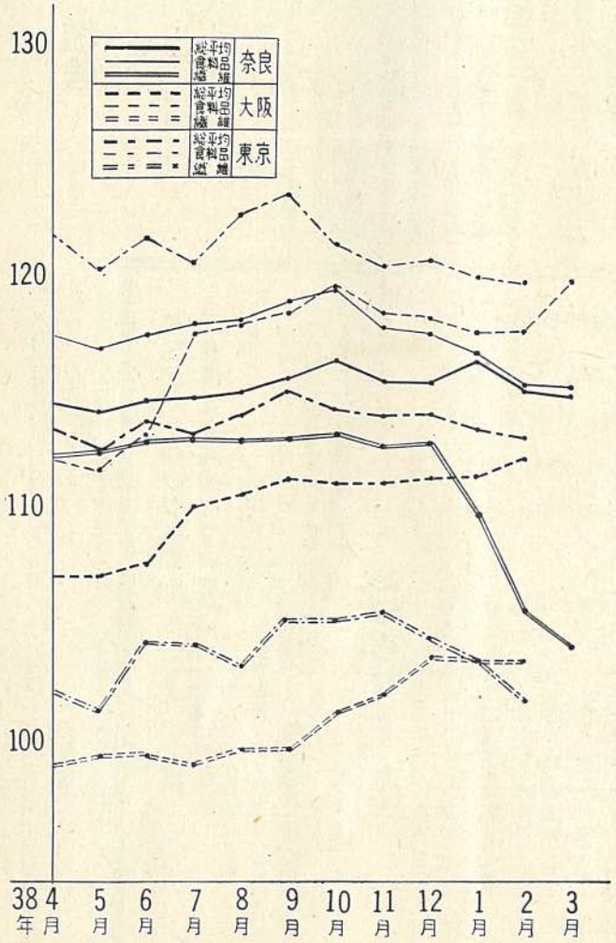
【注】此表は昭和三十五年＝一〇〇基準とした月別三都市比較小売物価指数表で調査対象品目一〇〇～一七二を全国の会議所に於いて毎月一四～一六日に一斉実施されるもので、経済に敏感な二大都市を対比して一目瞭然興味深いものであります。又都市別にクラブを作つて見ると経済の激しい価格の変動が如実に見られます。

最近一年間の奈良と二大都市との小売物価変動

（38/3月～39/2月）

	総平均 38	総平均 39	総平均 前年比	食料品 38	食料品 39	食料品 前年比	繊維 38	繊維 39	繊維 前年比
全国平均	112.2	112.3	+0.1	118.6	116.6	−1.7	102.7	105.6	+2.8
奈良	114.8	113.5	−1.1	117.9	119.4	+1.3	112.7	102.6	−9.0
大阪	110.4	111.5	+1	117.9	118.5	+0.5	99.7	102.5	+2.8
東京	113.8	113.1	+0.6	122.4	115.8	−5.4	103.2	107.7	+4.4

建材家具 38	建材家具 39	建材家具 前年比	燃料 38	燃料 39	燃料 前年比	機械 38	機械 39	機械 前年比	雑品 38	雑品 39	雑品 前年比
118.3	120.0	+1.4	113.8	118.2	+3.9	95.9	95.6	−0.3	109.7	110.8	+1.0
115.0	119.5	+3.9	116.3	117.8	+1.3	94.0	91.9	−2.2	113.7	114.3	+0.5
118.5	119.4	+0.8	120.1	124.4	+1.9	94.8	94.6	−0.2	104.0	105.7	+1.6
116.1	118.4	+2.0	111.4	133.1	+19.5	92.7	94.0	+1.4	112.8	112.7	−0.1



【概　況】

図表のごとく最近の小売物価には品目別にかなりの相違が表われています。

当奈良市においては38年度平均より39年１、２月の物価はやや下降線をたどつているが、全国的にはやはり上昇が見られます。

各品目別について見ると食料品では 1.3%の上昇、繊維品については９%の下落を示している。これは昨年末から今年にかけての暖冬異変の影響によるものと思われる建材家具については 3.9%の上昇である燃料については消費時期の関係で木炭、石油等が値上りしたために 1.3%の上昇を見た。機械では 2.2%下落、雑品で0.5%の上昇となつている。

手形割引

電話担保
金融全般

株券・公社債　**低金利即決貸付**

親切・信用を誇る店

幸信産業株式会社

奈良市高天市町
電話②8885～6

取締役社長　藤田三郎

電気でひらく明るいくらし

関西電力株式会社

奈良支店長　西崎誠

電話奈良②自五二一〇〇一番
至五二一〇〇七番

平岡プラスチック株式会社

脇戸町　電②三八七〇
尼辻町　電②四五六九
　　八九二六

昭和39年度各種検定試験及び競技大会実施期日

奈良商工会議所

種目 / 期日	計算尺	珠算	簿記	計算尺競技大会
39年6月	(第17回) 7日 (第1日)	(第51回) 28日 (第4日)	(第20回) 14日 (第2日)	
7				
8				
9	(第18回) 27日 (第4日)			
10		(第52回) 25日 (第4日)		
11			(第21回) 15日 (第3日)	(第8回地方予選) 29日 (第5日)
12	(第19回) 6日 (第1日)			(第8回中央大会) 17日 (第3日)
40年1				
2		(第53回) 7日 (第1日)		
3				

第十八回全国珠算競技大会奈良県予選結果

過般四月二十六日午前九時より標記競技大会奈良県予選は高田商工会議所ホールで実施されその結果左記の如き一般の部四名、学生の部四名の東京大会出場者が決定した。

①一般の部

米田　育弘　一四才　㈱テイチク勤務　奈良珠算
辰巳　博　一二才　楓珠算
小橋　義夫　一七才　幸福相互銀勤務　楓珠算
神谷　光久　一二才　南都銀行富雄支店　神谷珠算

②学生の部

東出　喜昭　一四才　学大附中二年生　楓珠算
国岡　清　一八才　奈良商工三年生　若草珠算
花松　邦江　一七才　奈良商工二年生　奈良珠算
小西由弥子　一七才　奈良商工二年生　奈良珠算

尚東京中央大会は五月二十四日中央大学講堂で全国各地の選手約六〇〇名が参加して行われる予定。又当日の引率者は奈良珠算協会の名村弘武氏と決定。

巡回映画スライドフイルム名

○商店経営シリーズ

1 明日はどうなる?。
2 あなたの仕事に誇りを持とう。
3 売れているのになぜ儲からぬ。
4 軌道にのつた繁盛。
5 新しい店構。
6 強力店と競争するには
7 ミツバチ戦術。
8 店員は何を求めているか。
9 ちよいと東京の人。
10 上手な販売、下手な販売。
11 店員に変る働きもの。
12 乱売店も怖くない。
13 接客第一歩。
14 あなたの店ではやつていますか?。
15 サービスとは。
16 商品の顔、札の顔、
17 お客を街に。
18 売掛金回収の秘訣。
19 よく売れる陳列。
20 売れる客層のつかみかた。
21 新人の育て方。
22 販売効率をあげるには
23 上手な資金運用。

○商業スライド・シリーズ

1 経営改善への道。
2 お客は常に正しい。
3 販売値段は一つしかない。
4 お客は満足をかう。
5 商店に於ける陳列と照明。
（買廻品の部）
6 〃（最寄品の部）
7 新しい販売
8 商店術活動。
9 接客サービスの向上。（上）（下）
10 〃
11 店員の傭入れと労働条件。
12 福祉施設と余暇善用。
13 包装の仕方。（基本編）
14 〃（応用編）
15 品質表示と販売促進。
16 商工会議所とは。

○工場経営シリーズ

1 カギは貴方が握つている。
2 楽しい職場を作るには
3 ぼやぼやしちやいられない。

○実務訓練関係

1 正しい電話の応接。
2 正しい受付と接待の仕方。
3 正しい態度。
4 積極性を伸ばすには。
5 命令の受け方、報告の仕方。
6 会議の開き方。
7 話し方の技術。
8 T・W・Iとは。
9 教え方の四段階。
10 人を協力させるには。
11 作業分析。
12 安全。
13 電話の心得。
14 停れ、見よそして訊ねよ。
× ×
× ×

近畿電気工事株式会社奈良支店

支店長　岸　井　英　夫

奈良市西木辻町25番地の１　　電話奈良②0025～0029

奈良営業所	奈良市西木辻町25の１	奈良②0025～0029
郡山出張所	大和郡山市台所町２３７	大和郡山　２３７４
天理出張所	天理市川原城３３９の８	天理　②　０３３２
生駒出張所	奈良県生駒郡生駒町山崎144	生　駒　２４４９
柳生出張所	奈良市柳生町118	柳　生　８１９
高田営業所	大和高田市大字三倉堂17の１	大和高田 5291～5292 / 2763
桜井出張所	桜井市桜井９５３	桜　井　２４９５
榛原出張所	奈良県宇陀郡榛原町萩原298の６	榛　原　３３１
吉野出張所	奈良県吉野郡大淀町下淵12	下　市　２２２０
五条出張所	五条市今井町231	五　条　２２８７
池原連絡所	奈良県吉野郡下北山村池原	上　池　原　４９

原色 単色 写真印刷
カタログ 案内書
新聞 雑誌 図書

共同印刷工業株式会社

社　長　長　沢　恒　二

奈良市西寺林町14番地
電話奈良②６５０１～３番

輸出向・国内向

竹製毛糸編針
高山特産竹製品百般　製造卸

奈良県竹材工業株式会社

取締役社長　奥　田　龍　一

本　　社　奈良県生駒郡生駒町高山５６５５
電話（高山）７番・３５番
大阪連絡所　大阪市天王寺区味原町６２
電話（761）１４８９番

＜塩化亜鉛＞
＜鉛・錫・半田＞
＜合成樹脂＞

上林化学株式会社

（上林金属精煉所）

取締役社長　上　林　安　彦

奈良市東城戸町３―１　TEL 奈良②６０４４
工　場　奈良市尼辻町１丁目　TEL 奈良②６５１３
出張所　大阪南上五―２６　TEL 大阪(761)３１３１

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社

三榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店及び出張所 下市町 高田市 桜井市 天理市 五条市 大阪市 上市